

セネガル会社設立マニュアル

(2023年1月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

アビジャン事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）アビジャン事務所が現地会計事務所 KPMG Sénégal に作成委託し、2022 年 10 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG Sénégal は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG Sénégal が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・アビジャン事務所
E-mail：CDA@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

I. セネガルの現状.....	1
II. 海外との金融関係.....	3
1. 海外取引の自由.....	3
2. 規制の内容.....	3
3. 配当・給与・利益制度.....	5
4. 違反行為と罰則.....	6
III. 国内および共同体内の競争.....	6
1. 商取引と価格の自由.....	7
2. 価格に関する規則.....	7
3. 情報の義務.....	8
4. セネガルにおける輸入と輸出.....	9
5. 商品の通関.....	10
6. 商業の禁止行為.....	12
7. 情報提供の請求.....	14
8. ネガティブ・クリアランスおよび適用除外.....	14
9. 違反 - 制裁.....	15
IV. 知的財産権.....	16
1. 管轄機関.....	16
2. セネガル産業財産・技術革新庁（ASPIT）の使命.....	16
3. 保護の対象.....	17
4. 著作権保護の除外対象.....	18
5. 著作権の制限（例外）の種類.....	18
6. 著作権者.....	18
7. 著作者の財産的権利.....	19
8. 産業財産権および商標権.....	20
9. 著作権の保護期間と登録費用.....	22
10. 保護対象地域.....	23
V. 不動産.....	23
1. 賃貸借契約の締結.....	23
2. 不動産購入.....	27
VI. 商事会社.....	28
1. あらゆる形態の商事会社に共通する規定.....	29
2. 会社形態の違いによる固有のルール.....	31
3. 会社設立手続き.....	37
VII. 労使関係.....	41

1. 法律と規制の枠組み	41
2. 労使関係.....	42
3. 雇用契約の履行	46
4. 労使関係の停止.....	48
5. 従業員代表	49
6. 懲戒権	49
7. 雇用契約の終了	50
8. 定年退職.....	51
9. 労働争議の解決	52
VIII. セネガルの社会保障制度	53
1. 総論.....	53
2. 疾病.....	54
3. 家族手当	56
4. 労働災害と業務上疾病	58
5. 老齢および死亡（遺族）	60
IX. 国内税制.....	63
1. 工業・商業利益税.....	63
2. 非営利事業収益に対する税金.....	63
3. 特定持株会社制度.....	65
4. 所得税	66
5. 固定資産.....	69
6. 特別制度.....	73
7. 地域経済貢献税（パテント）	75
8. 付加価値税	76
9. 銀行業務に対する課税.....	80
10. 登記税	81
11. セネガルの関税制度.....	88

セネガル会社設立マニュアル

I. セネガルの現状

セネガルは、フランス語圏の西アフリカでコートジボワールに次ぐ第2位の経済規模を誇っている。しかし、雇用、生活費、公共サービスの質、電力や水道の供給や料金などさまざまな問題が残されている。

第1次産業（GDPの16.5%、労働力人口の50%）は、特に気候変動や世界の商品価格の乱高下の影響を受けている。政府は、すでにサトウキビ栽培が行われているセネガル河沿いの農業活動を発展させ、自給自足のための米の増産と、国内消費または輸出向けの野菜・果物栽培の強化を目指している。

第2次産業（GDPの25.6%）は、基本的に金鉱山、リン鉱石、セメント、農産物、土木・建築が中心となっている。最近の油田・ガス田の発見により、近い将来、第2次産業のGDPに占める割合はさらに大きくなると見込まれる。

第3次産業（GDPの57.9%、うち20%が公共サービス）は、通信事業が圧倒的な割合を占めており、インフォーマルセクターの割合が高い。

初の新型コロナウイルス感染者が報告されるや否や、セネガル政府は感染拡大阻止の対策を講じたため、観光をはじめとして国の経済活動が打撃をこうむった。5年間続いていた5%以上の好調な経済成長は止まってしまい、さらにこのところ移民目的のピローク船の出航が再開したことからも、国民が直面している困難な状況がうかがえる。

政府は緊急経済対策として、「経済・社会強靱化計画（PRES）」を策定した。この計画は、医療と社会的な緊急事態に対応することを目的としており、1兆CFAフラン（15億ユーロ）の財源は、大部分がIMFなど国際的な支援に基づく「Fonds Force COVID-19」から拠出される。この点において、多国間および二国間ドナーの動員は、特に重要かつ迅速なものであった。このような状況の中、セネガル新興計画（PSE）の見直しが行われた。優先行動計画（PAP 2A）の新しいプロジェクトは、食料、健康、医薬品の主権を追求し、国内の民間セクターをより活性化することによって、自助努力による発展を志向するものである。

ビジネスにかかわる法律は、主に国内の法律とアフリカ商法調整機構（OHADA）の法律が適用されている。OHADAの商法は、同機構すべての加盟国で適用されており、その主な目的は、加盟各国に存在する法的・司法的不安を是正することである。

さらに、全体的な法的環境や司法の確実性を高め、税制や投資優遇措置を国家のニーズと受益者双方の状況に適合させるために、数多くの改革、調整、イノベーションが絶えず行なわれている。

セネガルでの事業は、原則として自由に行うことができる。ただし、一部のものについては、現行の法律および規制の条文に規定された制約を受ける場合がある。これらの規制は多様で、当該事業を行う者の国籍に関係する場合もある。セネガルが加盟する国際機関を以下に列挙する。

- ・国際連合
- ・世界知的所有権機関
- ・国際労働機関
- ・経済協力開発機構
- ・世界貿易機関
- ・国際連合児童基金
- ・世界保健機関
- ・国際連合教育科学文化機関
- ・国際連合食糧農業機関
- ・国際連合開発計画
- ・国際連合環境計画

また、アフリカ大陸関連では以下の組織に加盟している。

- ・アフリカ連合
- ・西アフリカ経済通貨同盟
- ・西アフリカ諸国経済共同体
- ・アフリカ商法調整機構
- ・アフリカ保険市場会議
- ・アフリカ知的財産機関
- ・アフリカ社会保障会議

本マニュアルでは、セネガルの商法に関するすべての法律と規則をまとめて説明する。

II. 海外との金融関係

セネガルの海外との金融関係は、西アフリカ経済通貨同盟(以下、「UEMOA」)加盟国の海外との金融関係に関する 2010 年 10 月 1 日付の規則第 09/2010/CM/UEMOA およびその運用のための指示書に準拠している。

この規則では、1998 年 12 月 20 日の旧規則 R/09/98/CM/UEMOA を廃止し、セネガルとその他の西アフリカ経済通貨同盟加盟国 (ベナン、ブルキナファソ、ギニアビサオ、マリ、ニジェール、コートジボワール、トーゴ)、およびその他のフラン圏 (フランス、フランス海外県、モナコ、フランス国庫に操作勘定を有している国、そして金融取引応じてフラン圏および UEMOA 加盟国以外の外国との自由な金融関係の原則を定めている。

1. 海外取引の自由

セネガルに居住する個人と上記地域に居住する個人間の取引は、原則自由である。ただし、法律に基づいて一定の規制が設けられている。

2. 規制の内容

a. 公認仲介業者の指定口座

輸出入取引に際しては、公認仲介業者 (西アフリカ諸国中央銀行 (以下 BCEAO)、公認銀行、郵便局、公認両替商) に指定口座を開設しなければならない。

- ・ 10,000,000 CFA フランを超える海外からの輸入
- ・ 10,000,000 CFA フランを超える外国への輸出
- ・ 支払を伴う輸出入
- ・ 規則附属書 V に記載されている輸入以外の輸入
- ・ 規則附属書 VI に記載されている輸出以外の輸出
- ・ 郵便局を通じた輸出の場合、払い戻しは不可

さらに、セネガルとその他の UEMOA 加盟国間または海外、居住者と非居住者間の外国為替取引、資本移動および決済は、BCEAO、郵便局、公認仲介業者または公認両替商を通じてのみ行わなければならない。

i. 輸入の口座振込手続き

輸入者は、輸入品の口座振込を実行するために、海外のサプライヤーが発行したインボイスまたはサプライヤーと締結した売買契約の認証コピー2部を公認仲介業者に提出しなければならない。仲介業者はコピー2部ともに整理番号を付し、1部を輸入者に返送する。

さらに、輸入証明書など輸入が事実であることを証明する書類は、輸入者の申告により、税関が少なくとも6部発行しなければならない。当該証明書は、UEMOA加盟国の外国との金融関係に関する規則第09/2010/CM/UEMOAの付属書VIII-3に記載された様式に準拠していなければならない。また、輸入者は金融決済証明書を必ず取得しなければならない。

ii. 輸出の口座振替手続き

輸出者は、輸出品の口座振替を実行するために、口座振替銀行に以下の書類を提出しなければならない。

- ・規則付属書VIII-4に記載された様式に準拠した、外国為替誓約書4部
- ・売買契約書等の認証コピー1部、またはそれに代わる書類

また、輸出を行うたびに、同規則の付属書VIII-5に定める様式に準拠した輸出書類を4部提出しなければならない。

指定口座開設銀行は書類4部の内容を確認し、必要事項（指定口座のファイル番号、印鑑、決裁権者の署名）を記入した後、書類を輸出者に渡し、輸出貨物と同時に税関に提出する。

税関は輸出書類と申告書の内容を確認し、必要事項（申告番号、申告タイトル、通関日、印鑑、権限のある係官の署名）を記入した後、輸出者に輸出書類の4部目を渡す。

iii. 統計上の報告

海外直接投資や非居住者間の送金は、統計目的のために対外財務局およびBCEAOに報告しなければならない。

また、居住者による非居住者からの借入金や、外貨の購入・送金、フランやユーロでの外国口座への入金による借入金返済も、当該当局に報告しなければならない。また、外貨の購入や送金、フランやユーロでの外国口座への入金による返済も、これらの当局に報告する必要がある。これらの手続きは、公認仲介業者を通じて行わなければならない。

さらに、居住者の海外投資の清算は、経済・財務大臣に報告しなければならない。

b. 事前承認

事前承認は、業務内容に応じて、UEMOA 金融市場庁（AMF・UEMAO）・旧 CREPMF、BCEAO、経済・財務省、対外財務局などが行う。

i. BCEAO および UEMOA 金融市場当局（AMF・UEMAO）・旧 CREPMF の事前承認

以下の行為は、BCEAO および UEMOA 金融市場当局（AMF・UEMAO）・旧 CREPMF の承認を得なければならない。

- ・外国政府、公的機関または外国企業、国際機関の証券の発行、公募、売り出し。
- ・海外の個人・機関に資金を預けている住民に預金口座を開設するよう勧誘。
- ・UEMOA 加盟国において発行される出版物において、海外での資金運用または海外での不動産建設事業の引き受けを目的とした表示、公報または告知による広告。
- ・海外での投資または海外に所在する不動産建設事業への出資を目的としている UEMOA 加盟国で発行されている出版物への掲載、通知、広告。
- ・セネガルまたは他の UEMOA 加盟国での発行または売り出しが UEMOA 金融市場当局（AMF・UEMAO）・旧 CREPMF により認可されていない外国証券の購入。非居住者がユーロ以外の通貨で外国口座を開設する場合にも、BCEAO の事前承認が必要である。

ii. 対外財務局の事前承認

対外財務局の事前承認は、公認仲介業者が非居住者に対して行うあらゆる種類の融資、フランまたはユーロによる当座貸越、非居住者に対するあらゆる立て替え金に関するものであるが、次のものは例外とする。

- ・メール・クレジット
- ・公認仲介業者の海外コルレスの指示により、輸出者のために開設された L/C 引き受け。

規則第 09/2010/CM/UEMOA の付属書 2 の第 37 条または第 38 条第 1 項に記載されている以外の場合における国内または外国証券の預け入れまたは引き出しは、対外財務局または BCEAO による事前承認を得なければならない。

3. 配当・給与・利益制度

利息、配当金、株式会社およびパートナーシップの株式や利益、雇用契約から生じる給与、手当、報酬は、自由に海外に移転することができる。

ただし、当該金額を所持することを証明する書類を公認仲介業者（発行元の銀行）に提

示しなければならない。

財務省の承認

海外居住者の投資の清算は、参考情報として財務大臣に申告しなければならない。清算金の再投資は、財務大臣の事前承認が必要である。海外への再投資が許可されていない場合、清算金は公認仲介業者を通じて1カ月以内に本国へ送金しなければならない。

投資活動に関して、居住者による海外投資は、財務大臣の事前承認が必要である。この承認は、本人が決済手続きを行うために選んだ公認仲介業者を指定して、本規則の附属書VIIの雛形に従ってレター形式で請求しなければならない。

ここでいう投資活動とは、会社設立時の資本金の払い込み、既存会社の持分の取得・拡大、法人格を持たない施設の設立・取得・拡大、融資・前払い・保証・債権の取得をいう。参照：第VI章 UEMOA 加盟国の対外財務関係規則

4. 違反行為と罰則

輸出収益の申告・送還義務の不履行、規則第09/2010/CM/UEMOA（事前承認の非取得またはそれに付随する諸条件の不履行）が要求する所定の手続きの不履行は、1カ月以上2年以下の禁固刑および1,000万CFAフラン以上1億CFAフラン以下の罰金、またはそのどちらか一方の罰則が科される。

再犯の場合は、最高刑が5年の懲役と3億CFAフランの罰金に引き上げられる。

III. 国内および共同体内の競争

市場における競争は、イノベーションの促進、生産性の向上と経済成長につながる重要な要素である。そのため、市場における競争が経済的な繁栄を損なうようなかたちで制限されないことを保証する政策や法律を含む包括的な競争政策の枠組みによって、市場競争力を高めることが可能になる。具体的には、競争政策は、①市場への参入・撤退（競争性）、新規事業者の参入、競争を容易にする施策の推進、②独占禁止法の適用（優位性の乱用や不正競争防止協定、吸収合併規制が一般的）、③公的支援の競争中立性、などの側面を包含すべきである。競争政策の目的は、市場内の事業者数を増やすことでも、市場支配力を排除して理論的な完全競争状態を実現することでもないことに留意する必要がある。その最終的な目標は、現在および将来の競争相手に対して経済的パフォーマンスを

向上させるよう事業者を動機づけ、そうすることで消費者や経済全体にとって最良の結果をもたらすための適切な手法を見い出すことである。

競争を促し、効果的な競争政策を講じれば、セネガルの健全な投資環境を実現し、貿易と生産の多様化に大きく貢献することができる。

セネガルでは、競争は国内法と共同体法の二つの法律に基づいて規制されているが、このように競争に適用される基準が多様化したことで、多くの問題が生じている。そのため、それぞれの基準の適用範囲を決定し、異なる基準間の関連性を分析することに特に注意を払う必要があるが、UEMOA と ECOWAS の競争法が重複していることに留意することが重要である。さらに、競争制限的な慣行の国内の枠組みと、反競争的な慣行の地域的枠組みで区分されている点にも注意が必要である。競争の問題に関する主な法律は以下のとおりである。

- ・ 価格、競争、経済訴訟に関する 1994 年 8 月 22 日付法律第 94-63 号
- ・ 1995 年 1 月 20 日付政令第 95-77 号の第 3 条を修正した 2006 年 11 月 14 日付政令第 2006-1246 号

1. 商取引と価格の自由

セネガルの国内および外国との商取引の大部分は、自由貿易法に基づいて行われているが、特筆すべきは、取引の適正な管理のため、そして何よりも国民に公正な取引を保証するために、当事者（生産者、流通業者、消費者）間の関係に細心の配慮をしている点である。この措置により、セネガルが抱える失業率やこの国を苦しめる貧困に対して、国が国民のために行動することが可能となったのである。

2. 価格に関する規則

前述したように、商品やサービスの価格は、自由競争の原則によって行われるが、経済的、社会的、環境的な理由により、特定の商品およびサービスについては、政令による価格規制の対象となる。

従って、価格、競争、および訴訟に関する 1994 年 8 月 22 日付法律第 94-63 の第 44 条および第 64 条の適用に関する 1995 年 1 月 20 日付政令第 95-77 の第 3 条を修正した 2006 年 11 月 14 日付政令第 2006-1246 は、市場における国の価格政策に関する詳細を規定しているため、次の特定の製品およびサービスの価格は、政府が定める公定価格制度または認定価格制度に基づいている。

- ・ 公定価格：炭化水素（ブタンガス）、水、電気および電話、病院およびクリニックの診療費、公共交通機関の運賃、公的医療保険加盟医師の賃金
- ・ 認定価格：医薬品、小麦粉、パン、運輸関連用品価格、砂糖

3. 情報の義務

いかなる取引業者、商品の売主またはサービスの提供者も、契約締結前に、販売される商品または提供されるサービスの重要事項を明確かつ理解しやすい方法で消費者が知ることができるような状態にしなければならない。

参照：価格および消費者保護に関する法律第8条

従って、すべての売り主は、販売される製品の価格、使用、制限およびその購入に関する責任についての情報を提供しなければならない。そのため、通商大臣が省令で定めたリストに記載されている特定のセクターや分野では、商品の売り主やサービスの提供者は一般の購入者に、請求書、領収書、売上レシート、またはそれに代わるほかの文書を渡すことが義務付けられている。

請求書

売り主は、販売またはサービスが完了した時点で、請求書を発行し、買い主は、請求書を要求しなければならない。請求書はフランス語で記載し、2部発行するものとする。具体的には、以下が請求書発行義務の対象になる。

- ・ 専門業者、工業者、商人、職人による販売。
- ・ 販売目的の加工前または加工後の製品の購入。
- ・ 工業者、職人または商人が事業の必要性から、その委託を受けて、またはその利益のために行う購入。
- ・ 専門業者が、他の専門業者の必要性に応じて行うサービスの提供。

請求書には、当事者の氏名または会社名、正確な住所、商業および動産信用登記番号、売り主の企業・団体識別番号（NINEA）を明記しなければならない。また、請求書には、販売またはサービス提供の日付、数量、商品および/またはサービスの正確な名称、単価、税抜価格および税込価格を数字および文字で記載し、さらに請求書で規定されていない割り引きを除き、販売またはサービスの提供の日に得られた販売またはサービスの提供に直接関連する値下額が含まれるものとする。また、請求書には、支払期日を明記する場合がある。

4. セネガルにおける輸入と輸出

●輸出入業者資格の取得には、2段階ある。

a. 輸出入業者カードの申請

セネガルで商業活動を行うには、商業登記簿への登録が義務付けられている。営業許可カードは、商業登記簿への登録後に発行される。営業許可カードは、特定の商業活動（卸売業など）を行う際に有用である。

申請に必要な書類：

- ・商業登記簿登録証明書の原本の認証済みコピー 1部
- ・国民IDカードまたはパスポートの原本の認証済みコピー 1部
- ・身分証明写真1枚
- ・印紙税 2,000CFA フラン
- ・地域の商工会議所で入手できる、営業許可カード発行申込書類 1部

申請費用：

合計 1万 5,500CFA フランで、内訳は以下のとおりである。

印紙税 2,000CFA フラン、営業許可カード発行申請書 3,500CFA フラン、バッジ作成 5,000CFA フラン、商工会議所手数料 5,000CFA フラン

b. 輸出入カードの申請

輸出入カードは、セネガルで商品の輸出入に携わる貿易業者に発行される書類で、特に税関の管理下において業務を円滑に進めるために使用される。輸出入カードは、営業許可カードを所有する人が商品の輸出入を円滑に行えるようにするものである。

申請に必要な書類：

- ・企業・団体識別番号（NINEA）のコピー1部（税法）
- ・営業許可カードの原本の認証済みコピー 1部
- ・本人のまたは法人の代表者の国民IDカードまたはパスポートまたは運転免許証の原本の認証済みコピー 1部
- ・本人のまたは法人の代表者の身分証明写真
- ・本人または法人の責任者の証明写真 法人格
- ・セネガル荷役評議会(Conseil Sénégalais des Chargeurs: COSEC) への支払領収書

・印紙税

申請費用：

合計 4 万 1,500CFA フランで、内訳は以下のとおりである。

印紙税 1 万 CFA フラン、商工会議所が販売するカード発行申請書 3,500CFA フラン、国内商業局に支払うバッジ作成費用 8,000CFA フラン、商工会議所手数料 1 万 CFA フラン、COSEC への寄付金 1 万 CFA フラン

※COSEC への寄付金の領収書は、財務省が発行する。地方では、地方財務局に、ダカールでは、財務総局にそれぞれ問い合わせる。

5. 商品の通関

通関は、輸出入される商品に課せられる手続きで、税関が徴収する関税や税金を適正に計算し、さまざまな法規制を適用するために行われる。セネガルでの輸入は、複数の手続きや書類の提出などのプロセスを経て行われる。

a. 事前審査

事前審査では、輸出入業務に関連する書類の収集と作成が必要である。インボイス、原産地証明書、船荷証券など海外から送られてくるものもあり、この先の商品申告に不可欠な要素である。

その他書類は、セネガルのさまざまな行政やサービスから入手する必要がある。2005 年からは、輸出入に必要な書類を収集するためのコンピュータネットワーク（以下、「ORBUS（オービス）」）を導入し、新しい収集システムを構築している。

この作業は、輸入者がセネガルへの商品輸入計画を行政に知らせるために作成する書類である輸入事前申告書（DPI）を提出し、輸入確認プログラム（PVI）の手続きに沿って行うことから始まる。この作業は、FOB 価格が 100 万 CFA フランもしくはそれ以上のすべての商品に対して義務付けられている。

輸入事前申告書には、商品と代金の支払いに関わるすべての情報が記載されている。添付されたインボイスをもとに指定口座銀行で検印した後、検査機関に提出される。検査機関は、記載内容がインボイスの記載内容と一致する場合に輸入事前申告書を登録する。

●輸入事前申告は、商品の検査手続きを開始するために使用する。出荷前に、輸入事前申告書に記載された情報と商品が相違ないかを確認する。情報項目は、商品の種類、重量、税率区分、商品価格である。

●確認証明書（AV）は、検査機関が確認・出荷した商品の価値に関する見解を示すために発行するものである。確認証明書は、FOB 価格が 300 万 CFA フランもしくはそれ以上の貨物を輸入する際に提出が義務付けられている。

出荷前に検査が行われなかった場合、税関長の許可を得て、仕向地で検査が実施される。ただし、輸入者は仕向け地検査の申請と罰金を支払わなければならない。

輸入予備申告書は、ほかのほとんどの必要書類と同様に、ORBUS システムを通じて提出するため、事前審査段階の終了時には全ファイルの電子化が可能である。実際、2011 年に開始された通関手続きのデジタル化に対応するため、海外からの書類（インボイス、原産地証明書、船荷証券）をスキャンし、署名して ORBUS に添付している。

b. 通関手続き

- ・商品を税関の管理下に移すことは、通関のための必要条件である。
- ・通関手続き自体は、明細書の作成、申告内容の確認、関税・諸税の支払い・納付、貨物の搬出まで、多岐にわたる手続きである。

i. 通関準備

・税関における手続き

税関では、輸入品を管轄の税関事務所または税関支署へ通関するために必要なすべての手続きを行う。税関の手続きは、輸送手段によって異なる。

・税関への搬入

輸入品が税関管内に持ち込まれると、税関の監視を逃れて通関せずに国内市場に不正に持ち込まれることを防ぐため、速やかに搬入手続きが行われる。

通関は、略式申告として、輸送した商品の提示と輸送書類（マニフェスト、貨物明細書、通過許可証など）を税関に預ける。

ii. 通関手続き

通関業務は、税関への申告から始まる。関税法第 69 条の規定に基づき、輸入品は、入国時に関税や税金を免除される商品も含め、すべて詳細な申告を行い、税関手続きを行わなければならない。セネガル税関は、商品到着後速やかに商品を引き取れるよう、申告書の事前提出制度を導入している。

・申告資格者

税関申告は、認定通関業者、または例外的に一定の条件を満たす所有者によって行われる。詳細な申告は、通関システムである「自動情報・貿易管理システム（GAINDE）」を利用して直接行われる。申告は必ず通関の専門業者に依頼することが望ましい。セネガル税関業者規律評議会(CDCDS)には、合法的に通関業務を行っている専門業者リストがある。

・確認作業

通関手続きの最後に、電子化された署名は、申告内容を確認し、それを記録し、「取り消し不能」とすることができる。これは、税関当局が記録内容と商品についてさまざまな管理を行うことができるということを意味する。

これらの管理は、書類の確認からスキャニング、商品の現物確認まで、いくつもの段階に分けて行うことができる。をスキャンし、商品の物理的な検証を行います。その後、税関は財務省の担当部署が徴収する国の請求額を確定させる。

関税法の条文には、「税関事務所または税関が指定した場所に持ち込まれた商品は、同署の許可なく、または関税や税金の事前納付、指示、保証がない限り、そこから搬出することはできない」と記されている。これらの規定を遵守することで、税関による商品の引き渡しが行われ、それが搬出手続きの開始になる。いわゆる特殊な場合、特定の手続きが適用されることに留意する必要がある。

6. 商業の禁止行為

2021年4月12日付の法律第2021-25号は、以下の七つの新たな商行為を法的に禁止している。

- ・プレミアム付販売
- ・事前注文なしの販売
- ・雪だるま式販売・サービス
- ・価格の強要
- ・弱者の悪用
- ・不法販売と違法販売
- ・偽造品販売

さらに、第79条では、禁止されている他の一連の商行為について、補足的な説明がなされている。その結果、当初は94-63号法で規定されていた三つの商習慣の制度が整備された。

- ・販売またはサービス提供の拒否および従属性について、法律 94-63 で定められた規定が更新され、内容が明確になった。
- ・法律 94-63 で当初定められた不当廉売規定が更新され、内容が明確になった。
- ・差別的な商行為について、本文の規定に変更は生じていない。

規定は、不公正な契約条件を明示することを目的としている。契約当事者の権利と義務の間に、職業専門家でない者や消費者に不利益となるような著しい不公平をもたらす目的または効果を持つ条件に関しては、契約の形式や媒体にかかわらず、禁止の原則が定められている。UEMOA 条約第 88 条の規定により、以下が反競争的行為に該当する。

●反競争的協定：共通市場と相容れず、禁止されている。事業者間のすべての協定、事業者連合の決定、事業者間の協調的な行為で、UEMOA 域内での競争を制限または阻害する目的または効果を持つもので、特に以下のようなものが含まれる。

- ・ほかの事業者による市場アクセスや自由な競争を制限する協定
- ・直接的または間接的に価格を固定し、販売価格を管理し、一般に人為的に価格の上昇または下落を助長することによって市場の自由な動きによる価格の決定を妨げることを目的とする協定。特に再販売価格の固定を目的とする生産または流通のさまざまなレベルの事業者間の協定。
- ・市場または供給の割り当て、特に絶対的な領域保護を目的とした生産業者または流通業者間の協定。
- ・生産、販売、技術開発または投資の制限もしくは統制。
- ・同等のサービスに対して不平等な条件によって取引相手との間に差別的な取り扱いをすること。
- ・契約締結の条件として、その性質上または商慣習上、契約の対象とは無関係な追加的サービスを取引相手が受け入れること。

●優越的地位の濫用：濫用行為には特に以下のようなものが含まれる。

- ・直接的または間接的に、不当な売買価格やその他の取引条件を課すこと。
- ・生産、販売、技術開発を制限し、消費者に不利益を与えること。
- ・取引相手に対して、同等のサービス内容でも不平等な条件を課し、競争上不利な状況に置くこと。
- ・契約締結の条件として、その性質上または商慣習上、契約の目的とは無関係な追加的サービスを取引相手が受け入れること。

●国家支援：UEMOA 条約第 88 条 (c) の適用により、国家支援は共通市場と相容れず、特定の事業者または特定の商品の生産を優遇することにより、競争をゆがめるまたはゆがめる可能性がある場合、国家によってあるいは国家の資源を投じて供与される支援は、そ

れがいかなる形態であれ、禁止されている。本条の規定は、閣僚会議の規則によって定める。

7. 情報提供の請求

UEMOA 委員会は、一定の状況（加盟国間の貿易の動向、価格の変動や硬直性など）に基づいて、共通市場内で競争が制限されたり歪められたりしていると判断した場合、事業者に情報提供を請求し、ある特定のセクターについて一般的な調査を実施することができる。

8. ネガティブ・クリアランスおよび適用除外

事業者間または事業者団体間の協定、協調的慣行は、関係事業者が UEMOA 委員会に届け出ることにより、該当する共同体規定を遵守することを確認し、結果としてネガティブ・クリアランスの恩恵を受けることができる。この証明は、その協定、慣行または団体が、管轄当局によって共同体競争法の侵害とみなされて制裁を受けることはないということを保証するものである。

さらに、そのような協定、協調的慣行または団体は、UEMOA 条約第 88 条 (a) および (b) の規定を適用外とする免責決定の恩恵を受けることができる。ただし、このような免責の恩恵は、あくまでもそのような協定、協調的慣行または事業者団体が以下の場合に限って認められる。

- ・製品の生産または流通の改善、もしくは経済的成長または技術的発展の促進を支援するもので、その結果得られる利益を利用者に公平に分配することに貢献する。
- ・また、これらの目的を達成するために必要不可欠とはいえない制限を関係事業者に対して課してはいない。
- ・当該製品の重要な部分に関して、競争を排除する可能性を関係事業者に与えていない。

このような免責の恩恵を受けるには、協定、協調的慣行、団体を UEMOA 委員会に事前に通知することが必要である。

9. 違反 - 制裁

a. 違法な価格設定行為への制裁

政府が定めた価格および価格情報提供義務、請求書発行義務、輸入許可義務、非輸入義務に違反した場合、違法な価格操作による利得に相当する金額の没収を妨げることなく、1 カ月以上 3 カ月以下の禁固刑および 10 万 CFA フラン以上 2 億 CFA フラン以下の罰金、またはそのいずれかに処せられる。

不正操作の場合、1～2 年の禁固刑、20 万 CFA フラン～ 4 億 CFA フランの罰金が科せられる。また、管轄裁判所は、6 カ月～1 年間、営業活動の禁止を命ずることができる。閉鎖または禁止の司法決定を無視した場合、判決日から 1 日遅れるごとに 50 万 CFA フランの罰金が科せられる。

b. 情報規定違反に対する制裁

価格表示に関する規則または商標、表示もしくは広告に関する規則に違反した場合、5 万～500 万 CFA フランの罰金に処せられる。請求書発行に関する規則に違反した場合、1～3 カ月の禁固刑、10 万～2 億 CFA フランの罰金、またはこれらの罰則のうちいずれか一方に処せられる。

c. 販売手法に関する規則違反に対する制裁金

遠隔販売：

商品またはサービスの遠隔販売において、定められた期限内に注文を履行しなかった納入業者は、10 万 CFA フランの罰金を科される。期限を定めない場合は、契約締結日から 30 日以内に履行しなければならない。電子取引に関する現行法に違反する契約を消費者に申し出た納入業者も、10 万 CFA フラン～1,000 万 CFA フランの罰金を科される。

勧誘行為：

価格および消費者保護法第 28 条から第 33 条の規定に違反した場合、1 カ月以上 1 年以下の禁固刑および 5 万 CFA フラン以上 5,000 万 CFA フラン以下の罰金に、またはこの二つの罰則のうちいずれか一つに処せられる。

IV. 知的財産権

1. 管轄機関

セネガルはアフリカ知的所有権機関（OAPI）に加盟しているため、知的財産権の国際基準に準拠した法律により、バンギ協定の規則に従っている。

セネガルは、国際基準に準拠した法律により、産業財産権の保護を保証し、国際基準に準拠した法律により、産業財産権の保護を保証している。産業財産はバンギ協定によって管理され、特許、商標、意匠、植物品種証明、地理的表示などは、アフリカ知的財産機関（PU/OAPI 参照）に加盟する 17 カ国で保護されている。

セネガル産業財産・技術革新庁（ASPIT）は、セネガルにおける OAPI 本部を代表する機関である。

2. セネガル産業財産・技術革新庁（ASPIT）の使命

セネガル産業財産・技術革新庁（以下、「ASPIT」）は、2009 年 12 月 2 日付鉱業・工業・農業・中小企業省の組織に関する政令 2009-1380 号により、2001 年に設立された産業財産課とセネガル技術革新庁が統合されて誕生した。

ASPIT は、発明と技術革新の振興を図ることを使命としている。その目的は、生産部門の競争力を高め、工業、農業、工芸品のプロジェクトを指導・支援することである。付加価値の高い成長をもたらし、雇用を創出する可能性の高い革新的なプロジェクトを優先的に対象としている。

ASPIT は、アフリカ知的財産機関との連携機関（SNL/OAPI）である。そのため、バンギ協定で委託された主な任務、特に加盟国の経済的及び社会的発展のための産業財産権制度の利用に関する振興と啓発、制度の利用者の指導および支援を国内レベルで実施しなければならない。ASPIT の主な使命は以下のとおりである。

- ・セネガルにおける発明と技術革新の促進を図る。
- ・発明と産業上の創造の保護を奨励する。
- ・創作物や研究成果の価値を高めることを奨励する。
- ・イノベーションと技術移転のシナジーを創出する。
- ・中小企業や工芸品産業の競争力の強化を図る。
- ・中小企業や SMI がその目的（雇用創出と成長の加速）を達成するための能力を強化する。
- ・産業所有権の保護と促進のためのシステムを強化する。
- ・研究機関と産業界とのインターフェースとしての役割を図る。

- ・国際機関や民間企業とのパートナーシップを確立する。
- ・セネガルの人々に、新しい製品や製造プロセスを創造、発明し、すでにあるものを私たちの現実に取り入れるために革新するよう奨励する。
- ・セネガルの技術、経済、文化の発展に貢献するために、発明、商標、図面、工業モデルなどの活用について、わが国の産業界関係者を啓発する。
- ・魅力的で安全な法整備により、外国人投資家を呼び込む。

3. 保護の対象

著作権

著作権および著作隣接権に関する 2008 年 1 月 25 日付法律第 2008-09 号の規定は、表現の形式、長所、目的にかかわらず、すべての知的創造物に対する著作者の権利を保護するものである。従って、文学および芸術の分野における形式の知的創造物は、知的著作物とみなされる。

- 文学的、科学的、技術的なものであるかを問わず、コンピュータ・プログラムを含み、書面か口頭かを問わない言語の著作物
- 演劇作品など舞台での上演を目的とした作品とその演出
- バレエ、サーカス、パフォーマンス、パントマイムなど
- 歌詞のあるなしにかかわらず、音楽作品
- 音声の有無にかかわらず、一連の動画からなる視聴覚作品と呼ばれる作品
- デッサン、絵画、彫刻、建築、リトグラフ、写真作品、そしてファッション、織物、陶芸、木工、金属細工、宝飾品などの応用芸術作品を含む視覚芸術作品
- 地理・地形・建築・科学に関わる地図、図面、スケッチ、造形物など

精神的な作品は、独創性がなければ保護の対象にならないという原則に変わりはない。

二次的著作物：

- 既存の作品から派生した作品は、それが独創的なものである限り、著作権の対象になる。
- 翻訳・翻案は二次的著作物として保護される。
- 機械可読媒体で複製されるか、その他の形態で複製されるかを問わず、素材の選択または配置によってオリジナル作品を構成する、アンソロジーおよびデータベースなどのさまざまな作品またはデータのコレクションも、二次的著作物として保護される。

4. 著作権保護の除外対象

著作権の保護は幅広い分野をカバーしているが、以下のものについては除外される。

- ・立法、行政、司法関連の公式文書、またはその公式翻訳
- ・概念、手順、操作方法、または数学的概念
- ・単純な情報、特に時事ニュース

5. 著作権の制限（例外）の種類

合法的に開示された著作物は、著作権者の許可なく、以下の目的で使用することができる。

- ・家庭内での作品の使用
- ・宗教行事に使用される施設において、行事の目的のために作品を無償で使用すること
- ・個人的かつ私的な使用を目的とした複製
- ・コンピュータ・プログラムのバックアップ・コピー
- ・著者名と出典を明記して教材として使用する場合、および通信または複製が非営利目的で行われる場合
- ・ジェンダーの法則を考慮したパロディとしての作品の発信
- ・分析、引用は、著者名と作品名を記載することを条件とする。
- ・情報提供目的の使用
- ・公衆の面前に恒常的に設置されているグラフィックスまたは造形物の使用。ただし、当該作品の画像が当該複製、放送または通信の主な対象であり、かつ商業目的で使用される場合はこの限りではない。

6. 著作権者

著作物の著作権者は、それを制作した自然人である。ただし、共有財産制度の下で結婚した場合、著作権者人格権および財産的権利は著作権者自身のものであるが、著作物の使用による使用料は共有財産制度に帰属することに留意が必要である。

●著作物が従業員によって創作された場合、雇用契約の存在は、著作権の行使を何ら阻害するものではない。従業員が著作権者である。

譲渡が推定される場合、従業員が業務上制作した著作物の財務的権利は、著作物制作時の使用者の通常の活動によって正当化される範囲内で、雇用契約の効力により使用者に譲渡されたものと推定される。このようにして譲渡された権利を使用する雇用主は、給与

とは別に報酬を支払わなければならない。当事者間に合意がない場合、この報酬の額は管轄裁判所によって決定されるものとする。

●公務員が作成した著作物の場合、公務員が作成した著作物の著作権は、公務員本人に生じる。公務員が著作者である。公務の必要上、公務の任務の遂行に厳密に必要な範囲で法的譲渡が行われた場合、公務員がその職務を遂行しまたは受けた指示に従って制作した著作物に係る財産的権利は、制作の瞬間から、当該者の所属する行政機関に権利として移転する。

●著作者が報酬の見返りとして著作物の納品を約束する業務委託契約の履行において著作物が制作される場合、著作権の行使を何ら阻害するものではない。制作者が本来の著作者である。知的著作物の物質的所有権の移転は、それ自体、著作者の知的財産権の譲渡を意味するものではない。

●共同制作の場合は、2人もしくはそれ以上の著者の共同作業の成果である。著作物が不可分な全体を構成しているか、あるいは複数の著作物から構成されているかは問わない。以下に、共同著作の特徴について説明する。

- ・共同制作物における財産的権利と著作者人格権は共同著作者全員で共有する。
- ・共同著作者は財産的権利と著作者人格権を行使する場合、全員の合意が必要である。
- ・不一致が生じた場合は、裁判所の判断に委ねることになる。
- ・各共同著作者は、財産的権利または著作者人格権の侵害について、ほかの者の介入なしに、自分の名前で自由に訴訟を提起し、自分の持分に対して損害賠償を請求することができる。

7. 著作者の財産的権利

著作者は、その著作物をいかなる形式でも利用する排他的権利を有し、かつ、金銭的利益を得ることができる。著作者に帰属する利用権には、公衆への伝達権、複製権、頒布権、貸与権などがある。著者はまた、以下の権利を有する。

- ・公衆への伝達権：
著作者は、あらゆる手段、特にラジオ放送、ケーブルもしくは衛星配信によって、またはオンデマンドで著作物を利用できるようにして、誰もが個人的に選択した場所と時間に著作物にアクセスできるように、またグラフィックおよびプラスチック成形著作物の場合には、有形的に作品を展示することによって、著作物の公衆

への伝達を許諾する権利を専有する。

・複製権：

著作者は、いかなる方法によっても有形的に公衆に伝達されることを可能にする、著作物の複製を許諾する権利を専有する。

・頒布権：

著作者は、その著作物の有形的複製物の販売またはその他の方法による頒布を許諾する権利を専有する。この権利は、UEMOA 域内において、著作者またはその同意に基づく複製物の最初の販売またはその他の所有権の移転によって消尽する。

・貸与権：

著作者は、著作物の複製物の貸与を許諾する権利を専有する。貸与とは、期間限定で、直接的または間接的に経済的または商業的な利益を得るために使用できるようにすることを意味する。

セネガル著作権・著作隣接権協会（以下、「SODAV」）は、著作者のために、国内での著作物の利用を保証している。従って、著作物の放送や演奏には、SODAV との間で締結された実演契約が必要である。

8. 産業財産権および商標権

特許、商標、工業用意匠および商号などの産業財産権および商標権は、セネガル産業財産・技術革新庁（ASPIT）を通じて、アフリカ知的所有権機関（以下、「OAPI」）が保護する必要がある。

a. 新案特許保護

特許保護は 1977 年 3 月 2 日のバンギ協定とその附属書 1 によって規定されており、「進歩性のある産業上利用可能な新しい発明は、新案特許もしくは一定の条件と期間においてその著作者にその利用に関する専有権を付与する特許の対象とすることができる」とある。

特許に付随する権利は、遅くとも出願日の応当日に年賦払いをすることで効力を維持することができる。この年賦が所定の期間（6 カ月の猶予期間を含む）内に支払われない場合、出願人の権利は失効する。

しかしながら、1977 年のバンギ協定の附属書 II の第 36 条によれば、特許権者が管理し

得ない事情により年賦の支払によって特許が延長されない場合、特許権者またはその承継人は、所定の回復料および年賦の支払い、ならびに割増料の支払を条件として、上記の事情が解消された日から6カ月以内、遅くとも延長期限が徒過してから2年以内に回復申請ができる。

特許権者またはその承継人は、特許権の侵害があった場合、特許権を差し押さえ、その後、裁判所に特許権侵害訴訟を提起できる。

b. 商標の保護

商標とは、企業の商品やサービスを区別するために使用することを目的とした、目に見える標識（文字、デザイン、図形）ことである。すべての商標は、OAPI への登録が必要である。この商標は第一出願人に帰属し、保護期間は10年で、同じ期間の延長が可能である。登録料は以下になる。

- ・商標がモノクロの場合、最低40万CFAフラン
- ・商標がカラーの場合45万CFAフラン

c. 商号

商号や社名は、使用または公開・公表する前にOAPIに登録する必要がある。商号は第一出願人に帰属し、保護期間は10年で、同じ期間の延長が可能である。商号登録の義務に違反した者は、国内刑法に規定される罰則によって処罰される。登録料は以下となる。

- ・個人の場合、1万CFAフラン
- ・法人の場合、2万CFAフラン

d. 意匠

今までにない新しい意匠は、その創作に明確な日付を与え、所有権および侵害に対する差し押さえと訴追の特別手続きを利用する権利を出願人に与えるために、OAPIに登録することができる。

意匠は第一次出願人に帰属する。意匠の保護期間は5年で、同じ期間の延長が2回可能であり、合計で15年有効である。登録料は以下となる。

- ・一意匠出願：出願料5万CFAフラン、公開・公表料3万CFAフラン、カラー公開・公表の場合は追加料金として2万CFAフランなど。
- ・複数意匠出願：出願料7万5,000CFAフラン、公開・公表料4万CFAフラン、カラー公開・公表の場合追加料金として3万CFAフランなど。

9. 著作権の保護期間と登録費用

保護対象の著作権	存続期間	費用
新案特許	20年 有効期間が切れると、特許発明はパブリック・ドメインとなり、誰でも自由に利用できるようになる。	<ul style="list-style-type: none"> ・出願料および公開・公表手数料は、現在、最低59万CFAフランに定められている。 ・延長の際、出願の応当日前に年賦金を納付する。
商標	10年 さらに10年延長可能。	<ul style="list-style-type: none"> ・先行商標調査8万CFAフラン。 ・モノクロの場合、最低40万CFAフラン。 ・カラーの場合、45万CFAフラン。
意匠	5年 さらに5年ずつ、2回延長可能。最長15年。	<ul style="list-style-type: none"> ・一意匠出願：出願料5万CFAフラン、公開・公表料3万CFAフラン、カラー公開・公表の場合は追加料金として2万CFAフランなど。 ・複数意匠出願：出願料7万5,000CFAフラン、公開・公表料4万CFAフラン、カラー公開・公表の場合追加料金として3万CFAフランなど。
商号	10年 さらに10年延長可能。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合、1万CFAフラン。 ・法人の場合、2万CFAフラン。

*この表に記載されている費用はあくまで目安であり、実際とは異なる場合がある。

10. 保護対象地域

上記の著作権の保護は、以下の O.A.P.I 全加盟国において適用される。

ベナン、ギニアビサウ、ブルキナファソ、赤道ギニア、カメルーン、マリ、中央アフリカ共和国、モーリタニア、コンゴ、ニジェール、コートジボワール、セネガル、チャド、トーゴ、ガボン。

ただし、以下の場合には、この地域範囲は拡大されることがある。

a. 新案特許

発明の保護期間の延長は、特許協力条約（PCT）の適用により可能である。

b. 意匠

意匠の保護は、O.A.P.I.地域外の意匠の国際登録に関するハーグ協定加盟国にも拡大することができる。

V. 不動産

セネガルは、ダカールとその近郊におけるさまざまな開発プログラムを通じて、この地域における観光のハブとしてますますその存在感を増している。そのため、この分野を支えるために重要な仕組みが必要であることが指摘されている。

1. 賃貸借契約の締結

物件が決まれば、所有者と賃貸借契約を結ぶ必要がある。建物または建物の一部の所有者と自然人または法人との間で、所有者の同意のもとに敷地内で商業、工業、工芸、専門的活動を行うことを認める契約は、書面でなくとも商業賃貸借とみなされる。

a. 事業用賃貸借契約

すべての企業は、企業の認知度を高め、事業を行うために、事務所を構えることを希望している。その結果、賃貸借契約により事業用として借りられる物件の確保が必要になる。OHADA の改革により、賃貸借契約は、その主要な要素を維持したまま、改めて規定が設けられた。

事業用賃貸借契約は、賃借している建物の目的によって異なるのが特徴である。これら

の賃貸物件は、事業活動に使用されなければならない。従って、一般商事法の統一法第101条によれば、以下のような物件となるある。

- ・ 商業用、工業用、工芸用もしくはその他業務用の建物（例：ガレージ、クリーニング店、法律事務所など）
- ・ 商業、工業、工芸、その他の業務目的に使用される建物または建物に付属する補助的な施設
- ・ 賃貸借契約の締結の前後を問わず、商業用、工業用、工芸用その他の事業用の建物が建っている裸地

判例によると、以下の場合には事業用途から除外している。

- ・ 会社と自然人である賃貸人との間の賃貸借契約で、敷地が社長の居住用として使用されていた場合
- ・ 政党（法人）が事務所として契約する賃貸借契約の場合
- ・ 当事者が個人であっても、公有地内の不動産を対象とした占有契約の場合
- ・ 公営企業が賃借（借り主）または貸与（貸し主）する物件は、同条項の適用を受けることに留意する必要がある（この点では公営企業であることに何ら変わりはない）。

i. 契約形態

事業用賃貸借契約は、口頭または書面によるものとするができる。事業用賃貸借契約は、契約期間により2種類に分類される。

- ・ 定期賃貸借契約：これは当事者があらかじめ期間を定めていることが特徴である。
- ・ 無期賃貸借契約：契約期間が定められていない。

また、口頭による契約は、無期限で締結されたものとみなされることに留意する必要がある。

ii. 更新の権利

事業用賃貸借契約の場合、賃借人が保有する更新権という大きな利点がある。この権利は賃貸借契約期間が有期か無期限かにかかわらず行使できる。ただしこの特権を行使するには、一定の条件を満たす必要がある。

- ・ 賃借人は、少なくとも2年間、賃貸借物件を使用している必要がある。
- ・ 賃借人は、自身の行動により、この更新権を有効に行使するものとする。

iii. 更新権の行使

定期賃貸借契約の場合、賃借人は賃貸借期間満了の3カ月前に更新の権利を行使しなければならない。予告期間が6カ月以上の無期賃貸借契約の場合、賃貸人から送付された通知に対して異議を申し立てなければならない。

賃借人によるこの権利の行使は、執行官による送達または受取人による実際の受領を証明することが可能な手段による通知を意味する。

iv. 貸し主の異議申し立て

賃貸人は、賃借人に統一商事法第 126 条に基づく立ち退き料を支払うことにより、賃貸借の更新権に異議を唱えることができる。立ち退き補償とは、転居を余儀なくされることにより賃借人が被る損害を補填するものである。

補償金の額について意見の相違がある場合、管轄裁判所は、売上高、投資額、物件の所在地、および立ち退きに伴う移転費用に応じて補償金額を決定する。

v. 例外的なケース

例外的に、以下の場合、賃貸人は立ち退き補償の支払いを免除される。

- ・賃借人に重大かつ法的な原因がある場合。
- ・建て替えを前提とした賃貸建物の取り壊しの場合。
- ・本人またはその家族（配偶者、子、孫など）が、主たる家屋に付随する居住空間を占有している場合。ただし、主たる家屋とそれに付随する居住空間が不可分一体の場合を除く。

vi. 賃借権の譲渡

譲渡は、特に事業が譲渡されたときに行われ、また、事業撤退後に賃借権を譲渡することも可能である。賃借権の譲渡は、執行官による送達または受取人による実際の受領を証明することが可能なその他の手段により賃貸人に通知しなければならない。

また、賃貸借契約に別途規定されているか、賃貸人の合意がない限り、全体または部分的な転賃は禁止されていることに留意する必要がある。

vii. 賃貸建物の売却

建物の売却によって賃貸借契約が終了するわけではない。賃貸人のすべての権利および義務は当然、建物の買い主に移転する。

viii. 賃料改定

賃料は、当事者が賃貸借契約において定めた条件に従って改定することができる。これを怠った場合、賃料の改定は 3 年後にのみ可能であり 新賃料の設定は、双方の合意によるものとする。

新しい賃料額について当事者間で合意に至らない場合、当事者の一方が商事裁判所に新しい賃料の確定を申請する必要がある。新しい賃料は、それを確定する判決が出た日からのみ適用される。

統一法では、裁判官が決定した新たな賃料の起算日が定められていないため、「裁判所

の定める価格は召還の日から支払われる」と定めた、住宅または事業所の貸い主と借り主の関係を規定する 1977 年 12 月 18 日法律第 77-995 号の第 8 条の規定が適用される。

b. 住宅用賃貸借契約

これは、住宅の使用のみを目的とした建物の賃貸借契約で、賃借人はこれらの建物を業務用または商業用として使用するいかなる権利も有さない。

i. 契約形態

住宅用賃貸借契約は、書面により行われるものとする。住宅用賃貸借契約は、次の二つのうちいずれかの形態でのみ締結することができる。

- ・ 3 年ごとの自動更新
- ・ 無期限

不動産賃貸契約は、契約締結後 1 カ月以内に管轄の税務サービスセンターの徴収事務所に登録しなければならない。

ii. 更新の権利

住宅用賃貸借契約は、善意の賃借人のために同じ条件下で自動更新が可能である。

iii. 賃料改定

賃料は 3 年ごとの改定に伴い、値上げまたは値下げが行われることがある。賃料の改定を要求する側は、少なくとも値上げの効力発生日の 3 カ月前までに、また、賃貸借契約の締結または前回の値上げから 3 年経過後に限り、あらゆる手段で相手方にその意思を通知しなければならず、通知しなかった場合はこの条項は無効になる。

賃料改定請求は、付随文書または受領確認付きの書留郵便で行われるものとする。賃料改定請求には、希望する賃料を明記すること。当事者間が合意に至らない場合、裁判所は、特に経済状況など、あらゆる事実関係を考慮して賃料を決定する。

iv. 家賃の前払いと保証金

特に居住用の賃貸借の場合、保証金の目的は、占有によって生じた損傷の修繕費用に充当するためのものである。退去時原状回復の際、貸し主に返還された物件について、賃貸の対象となる別荘の破損や劣化の有無について貸し主に重大な留保項目がない場合、貸し主は、保証金を返還する義務がある。貸し主がこれを怠った場合、管轄の裁判官は罰金の支払いを命ずることができる（COCC 第 196 条以下）。従って、改修が正当化されない場合、貸し主は（例えば、最後の月の家賃の不払いを理由に）保証金を没収することはできず、損害賠償の罰則が課される場合がある。

保証金および保証料として前払いされる賃料の金額は、賃料の2カ月分に相当する額を超えないものとする。この点において、賃貸人および仲介業者は、高等裁判所の訴訟手続きの対象となる罰則のもと、規制条項を厳格に遵守することが求められる。

2. 不動産購入

a. 法規制

i. 適用される規制

ここ数十年の我が国の発展を踏まえ、不動産に対する行政当局の関心はますます高まっている。不動産問題については、以下の複数の法律が存在する。

- ・ 地方公共団体法
- ・ 建築法
- ・ 都市計画法
- ・ 民事および商事義務法
- 一般租税法

ii. 不動産取得手続き

● 行政行為「審議」

住民や不動産開発業者は、自治体の管轄区域内にある土地の使用を希望する場合、管轄の自治体に申請することができる。自治体は、一般的な土地利用計画、開発プロジェクト、分譲、住宅に割り当てられた地域の設備、住宅やキャンプの設置の許可、国有地からの土地の割り当てと撤去を管理する責任がある。

これらの権限により、自治体は、原告住民のために「審議と呼ばれる」行政行為によって、宅地の区画割りを審議し、これらの原告住民は、分譲された土地を開発する義務を負っている。

なお、宅地の区画割りに関する審議は、地方分権機関（都道府県または市区町村）の許可を得なければならない。

● 賃貸借

居住利用のための行政証書「審議」を有する者は、管轄の税務・不動産部門に賃貸申請書を提出することができる。申請書には、行政証書、地形測量、地籍番号図などを添付する。この手続きには通常3~6カ月を要するとされているが、この期限は守られていない。

●土地の権利

土地の権利は、その所有権を保証、確保、保護するための書類によって、土地所有者は、当該土地の唯一かつ真の所有者として認定される。土地の権利は確定的であり、取り消し不能であり、不可侵である。法的には、不動産登記簿謄本に記載されるもので、土地に関する権利を保証するものである。

借地権者は、まず、借地が開発されたこと（例えば、建物を建てたこと）を証明できなければならない。

次に、最終的な譲渡申請を管轄の土地管理事務所長宛に行う必要がある。申請には、以下の書類を添付しなければならない。

地籍図抄本：

- ・所有者の身分証明書のコピー
- ・納付した料金の直近の領収書
- ・賃貸借契約書と登記簿謄本の写し

賃貸借契約と同様、土地権利書の発行にはきわめて長期間を要することがあるので、行政はこれを是正するために、「サマ・ケユートゥ・ケル(sama keuyitou keur)」（自己所有権）プログラムを立ち上げた。

b. 不動産・住宅に関する共同体規則（UEMOA, ECOWAS）

不動産に関する規則は、それぞれの国によって異なっており、また企業の事業内容や不動産取得のための手段によっては、事前の認可が必要な場合がある。

なお、西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）地域では、海外での資金運用や海外にある不動産建設事業への出資を目的とした、地域加盟国で発行される出版物へのディスプレイ広告、プレスリリース、告知は、西アフリカ諸国中央銀行（BCEAO）に加えて、EMOA 金融市場当局の認可を受ける必要がある。

VI. 商事会社

セネガルの商事会社は、商事会社および経済利益団体法に関する統一法（AUSCGIE）に準拠している。統一法で規定されている会社の形態は、大きくパートナーシップ会社と株式会社の二グループに分類される。

パートナーの責任が出資分に限定される株式会社には、株式会社(Société Anonyme (SA))、有限会社(Société A Responsabilité Limitée (SARL))、合資会社(Société en

Commandite Simple (SCS)、そして単純型株式会社 (Société par Actions Simplifiées (SAS))がある。

パートナーが連帯して債務を負担するパートナーシップ会社には、合名会社(Société à Nom Collectif (SNC))、合資会社(Société en Commandite Simple (SCS))のジェネラルパートナー、ジョイントベンチャー(Société en Participation)、デファクトコーポレーション (Société de fait)、利益団体(Goupement d'Intérêt Economique (GIE))などがある。統一法では、会社のほかに、会社を分社化した支店を設立することが可能である。

1. あらゆる形態の商事会社に共通する規定

a. パートナー

セネガルでは、国籍に関係なく、自然人・法人を問わず、商事会社のパートナーになることができる。未成年者や能力不足の者は、無期限に債務を負う会社のパートナーになることはできない (SNC、GIE、SCS のジェネラル・ パートナー、ジョイントベンチャー、事実上の会社)。会社は、1人または複数の自然人または法人によって設立することができる。一人会社は、SA、SARL、SAS のみ可能である。ほかの形態の会社は、少なくとも2人のパートナーによってのみ設立することができる。

b. 定款の様式

定款は、公正証書または私署証書により作成する。新統一法では、第10条の本文の前に、「国の規定に反する場合を除き...」という但し書きを付けることにより、この規定を補完している。定款を私署証書で作成する場合、登記所に謄本を提出して所定の諸手続きを行うために必要な部数の原本を作成しなければならない。普通紙で作成した定款のコピーを各パートナーに渡さなければならない。

c. 出資金・資本金

商事会社の資本は、将来のパートナーの出資で構成される。統一法は、以下の3種類の出資のみ認めている。

- ・現金による出資
- ・動産または不動産、有体財産または知的財産による現物出資
- ・労務出資

これらの出資は、会社の設立時に払い込まれるものとする。

資本金は、臨時株主総会の決議により、同様の方法で増資することができる。資本金は、準備金、利益、債権（確実かつ流動的で、増資の日に償還期限が到来するもの）または株式発行差金によって増資することもできる。

d. パートナーの権利と義務

パートナーの地位には、以下の権利が付与される。

- ・配当が決定した時に会社が得た利益に対する権利
- ・解散時または減資時に会社の純資産を分配する権利
- ・会社形態ごとに定められている条件の下で、会社の損失に責任を負う義務
- ・統一規則が別途定めている場合を除いて、パートナーの集团的決定に関する投票に参加する権利

定款または商事会社および経済利益団体法に関する統一法(AUSCGIE)に反する規定がない限り、上記の各パートナーの権利と義務は、会社設立時または会社の存続期間中に行ったものかどうかにかかわらず、その出資比率に応じたものになる。

e. 会社の管理

会社の管理は、監視や経営ノウハウの専門知識を通じて、監査役とパートナーが行っている。警告の手続きは、監査役またはパートナーが事業の継続を危うくするような事実を把握した場合に行行使することができるが、その中で、パートナーは年に2回、役員に質問をする権利がある。また、登録資本金の5分の1以上を代表するパートナーは、特定の経営業務について意見を述べる1人または複数の専門家を任命するよう、管轄裁判所の長官に要請することができる。

f. 決算期 - 会社決算 - 配当金

会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了する。暦年の後半に設立された会社の場合、最初の会計年度の期間は例外的に12カ月を超えることがある。

会社の決算は、会計年度終了後6カ月以内に開催される年次株主総会で承認されることになっている。利益が生じた場合、年次株主総会は、利益から損失を差し引いた金額の10%を法定準備金に組み入れた後、配当金を支払うことを決定することができる。この積立金は、法定準備金が資本金の20%に達した時点で強制的に停止される。

配当金の支払条件は総会で決定され、総会はこの権利を委譲することができる。配当金

は、会計年度終了後 9 カ月以内に支払わなければならない。さらに法律の条文には、商事裁判所長官に対して、配当金の支払い期限の延長を請求できる可能性が規定されている。

決算発表および決算承認前の配当金の支払い（配当金の前払い）は禁止されている。

g. 会社役員の責任

役員は、その経営における過失、商事会社法の規定違反、定款違反について、会社、パートナーまたは対外的に責任を負う。この責任は、複数の役員が同じ行為に関与した場合、連帯責任となる場合がある。

2. 会社形態の違いによる固有のルール

a. 株式会社（SA）

株式会社は、自然人または法人である一人の株主によって設立することができ、株式会社は、公募を行わない場合は最低資本金が 1,000 万 CFA フラン、公募を行う場合は 1 億 CFA フランと定められている。「公募」を定義する基準は三つある。

- 証券取引所への上場
- 信用機関または株式仲買人の協力を得て、または広告もしくは勧誘の手段を用いて行う有価証券の公募
- 株主数が 100 人を超える場合

株式資本は、定款の調印日までに全額引き受けなければならない。資本金の額は株式に分割され、その額面金額の下限は、自由に設定できるものとする。

株式の払込みは、現物出資および現金出資によってのみ可能。株式会社では、労務出資は認められていない。現金出資の少なくとも 4 分の 1 は資本金の引受時に、残りは 3 年を超えない期間内に払い込まなければならない。現物出資は、会社設立時または増資時に全額払い込まれていなければならない。これらの資産は、出資監査人が査定する。

資本金の払込みと預け入れは、公証人が引き受けと払込みの公正証書を作成し、記録しなければならない。

i. 株式会社の管理・運営

株式会社には、筆頭取締役を設置する株式会社と取締役会を設置する株式会社の 2 種類の管理・運営形態が定められている。

●筆頭／代表取締役(AG)を設置している株式会社

株式会社は、株主数が1～3人の場合、代表取締役が単独で管理・運営できる。代表取締役は、会社の管理・運営に責任を負い、対外的に会社を代表し、会社を代表して行動する全権限を有し、また対外的関係において、会社の目的に合致しない行為であっても、その責任を負う。代表取締役は、代表取締役を3期以上務めることはできず、代表取締役としての職務に加えて、会長兼社長(PDG)または社長(DG)としての職務を二つ以上兼任することはできない。代表取締役は、補佐役として1人以上の者を任命することができる。

代表取締役は、その職務執行の対価として、株主総会で決定した定期同額の役員報酬を受け取り、また、総会は、特別報酬や会社の利益のために発生した旅費交通費または経費の精算を認めることができる。

●取締役会(CA)を設置している株式会社

株式会社は、株主数が3人以上の場合、会長兼社長(PDG)または取締役議長(PCA)および社長(DG)によって運営される。

ii. 取締役会

あらかじめ、取締役会は、自然人および法人である少なくとも3人から最大12人のメンバーで構成されなければならない。2014年1月30日付の商事会社および経済利益団体の法律に関する新統一法には、この点に関する制限はない。

取締役会は、会社の経営を監督し、その目的および経営の方向性を定め、決算の決裁を行う。取締役会のメンバーは、その職務執行の対価として、株主総会で決定した定期同額役員報酬を受け取る。また、総会は、特別報酬や会社の利益のために発生した旅費交通費または経費の精算を受け取ることができる。

iii. 取締役議長(PCA)と社長(DG)

取締役議長(PCA)：取締役議長は、取締役会のメンバーから選出され、株主であるか否かを問わず、自然人でなければならない。また任期を3期までとし、代表取締役または社長としての任期を2期までとする。取締役議長は、会社の経営に干渉することはなく、取締役会がその職務を確実に遂行できるよう監督する。

取締役議長の報酬は、取締役会で決定され、株主総会で定められた職務手当から差し引かれ、また、特別報酬、経費精算、手当を受け取ることができる。これらの報酬は、取締役会の承認と株主総会の承認が必要である。

社長(DG)：

社長は、取締役会のメンバーまたは社外から選出され、株主であるか否かを問わず、自然人でなければならない。また会社の日々の経営に責任を負って、会社を代表し、対外的

にコミットする最も広範な権限を持っている。社長の報酬は、取締役会が決定し、株主総会で承認される。

iv. 会長兼社長(PDG)および副社長(DGA)

会長兼社長(PDG)：

会長兼社長は、取締役会のメンバーから選出され、自然人でなければならないが、株主である取締役でも株主ではない取締役でも問題ない。会長兼社長は、会社を管理・指揮し、事実、取締役会長と社長の機能を兼ね備えている。

会長兼社長の報酬は、取締役会が決定し、株主総会で決定される職務報酬から差し引かれ、また、特別報酬、費用および手当を受け取ることができる。これらの報酬は、取締役会の承認と株主総会の承認が必要である。

v. 規制対象の協定と禁止協定

会社は、その役員（取締役、社長、副社長、会長兼社長）の一人、またはこれらの役員が所有する会社や企業と協定を締結することができる。また、役員が1人が無限責任のパートナーまたは役員である会社において、協定を締結することができる。

2017年の新条項では、この点に加え、会社資本の10%以上を保有する株主とのすべての協定は、締結前に取締役会の承認を得てから監査役の監査を受け、株主総会で承認されなければならない点を指摘している。

禁止協定：

自然人である役員（取締役、社長、副社長、会長兼取締役社長）は、その配偶者、尊属、子孫、仲介者などが会社から融資や立替を受けることを禁止している。また、これらの者が行った借入れを会社が保証または裏書することも禁じている。

vi. 監査役

株式会社は監査役を任命することが義務付けられており、その任務は特に、経理証明、会計書類の検査、会社の会計がセネガルで施行されている規則に準拠しているかどうかを確認することである。

公開株式会社では、監査役2人と補欠監査役2人を選任しなければならない。

非公開株式会社では、監査役1人と補欠監査役1人を選任しなければならない。

監査役の任期は、会社設立時に2年間、会社存続期間中に6年間である。

b. 有限会社(SARL)

i. 有限会社の株式資本

商事会社および経済利益団体に関する統一法第 311 条 は、国内法に別段の定めがない限り、株式資本は少なくとも 100 万 CFA フランで額面 5,000CFA フラン以上の株式に分割しなければならないと規定する。しかし、セネガルでは有限会社の最低資本金規定はもはや存在せず、実際には 100 万 CFA フランが最低資本金として適用されている。

出資は会社設立時または増資時に現金または現物で全額払い込みを完了する。有限会社では、労務出資は認められない。現物出資は、出資額または出資額全体が 500 万 CFA フランを超える場合、出資監査人が評価しなければならない。資本金の払込みと預け入れは、公証人が引き受けと払込みの公正証書を作成し、記録しなければならない。

ii. 会社運営

有限責任会社は、パートナーであるか否かを問わず、1 人または複数の自然人または法人によって運営される。業務執行者は、定款または総会において、パートナーによって任命される。管理者の任期は定款で定めなければならない。定款で定めていない場合、業務執行者の任期は 4 年である。

業務執行者は、会社を運営し、対外関係においては、いかなる状況において会社を代表して事業活動をするためのあらゆる権限を付与されるものとする。また、業務執行者の権限の制限は、対外的に強制力を持たない。

iii. 監査役

有限会社における監査役の選任は、以下の条件のうち二つを満たす場合にのみ義務付けられている。

- ・ 貸借対照表の総額が 1 億 2,500 万 CFA フラン以上である。
- ・ 年間売上高が 2 億 5,000 万 CFA フラン以上である。
- ・ 正社員数は 50 人以上である。

有限会社の監査役の任期は 3 年間である。有限会社の監査役の任務は株式会社と同じで、会計の管理および証明を行う。

iv. 会社との協定

規制対象の協定:

規制対象の協定は、通常総会で承認されなければならない。協定は、会社と業務執行者またはパートナーの 1 人との間で直接締結されるか、会社と業務執行者またはパートナーが、パートナーもしくは業務執行者を兼任している会社との間で締結される。株式会社では、役員との協定のみが管理の対象となるのに対し、有限会社では、パートナーとの協定も管理の対象となる。同様に、有限会社の場合、協定の締結に事前の承認はなく、その後

の総会での承認が必要になる。

禁止協定：

自然人である業務執行者およびパートナーは、その配偶者、尊属、子孫、仲介者などが会社から融資や立替を受けることを禁止している。また、これらの者が行った借入金を会社が保証または裏書することも禁じている。

c. 利益団体 (GIE)

利益団体とは、2人以上の自然人または法人からなり、経済活動を促進し発展させることを目的とした団体である。利益団体は、厳密な意味での商事会社、つまり利益を上げて分配することを目的とした会社ではなく、株式資本の有無にかかわらず設立され、会社の運営方法は定款で自由に定められる。

利益団体のメンバーは、団体の債務の支払いに連帯責任を負う。ただし、この連帯責任は、協定を締結することにより免除される場合がある。

d. 支店

支店とは、セネガル法または OHADA 加盟国の法律に基づく自然人または会社、あるいは OHADA 非加盟国の法律に基づく会社のいずれかに属する商業・工業施設またはサービス提供者を指す。従って、支店は、それを所有する自然人または会社から独立した法人格を有しない。

支店の本社所在地が OHADA 加盟国内にない場合、2年後に支店を加盟国内の一つに設立された会社、または設立予定の会社に移管しなければならなければならない。ただし、通商担当大臣の命令によりこの義務を免除された場合に限り、支店の存続期間を延長することができる。

e. 駐在員事務所または連絡事務所

駐在員事務所または連絡事務所とは、会社に所属する施設であり、その事務所が所在する国の市場と会社をつなぐ役割を担っている。事務所は経営上の自主性を持たず、設立した会社の活動に関する準備的または補助的な活動に従事している。支店と同様に、駐在員事務所や連絡事務所も、事務所を設立した会社と別の法人格は持たない。

駐在員事務所または連絡事務所は、登録に関する規定に従って、商業および動産信用登記簿に登録される。駐在員事務所の活動が支店への移行を正当化できる場合、支店への

ステータスの移行後 30 日以内に商業および動産信用登記簿の変更を申請しなければならない。

f. 合名会社 (Société à Nom Collectif (SNC))

合名会社は、少なくとも 2 人が出資して設立し、資本金の額は、出資者が自由に決定することができる。出資者全員が社員であり、会社の債務について無期限かつ連帯して責任を負う。つまり、会社が債務を弁済しない場合、債権者はいかなるときでも社員の資産から債務の全額を弁済するよう求めることができる。業務執行社員から 1 人または複数の代表社員を選任しない限り、社員全員が業務執行者である。

g. 合資会社 (Société en Commandite Simple (SCS))

合資会社は、無限責任社員と有限責任社員の最少 2 人の社員で構成される。すなわち、合資会社には、負債総額の全額を支払う責任を負う無限責任社員と、出資の範囲内の負債を負担する有限責任社員の 2 種類の社員から構成されなければならない。

資本金の額は出資者が自由に決めることができ、業務執行社員は無限責任社員でなければならない。持ち分は、定款に別途定めがある場合を除き、社員全員の同意がなければ譲渡できない。

h. 単純型株式会社 (Société par action simplifié: SAS)

単純型株式会社は、2014 年の会社法改正により、OHADA 法に導入された。単純型株式会社は、現在では、ほかの商事会社形態である株式会社 (SA)、合資会社(Société en Commandite Simple (SCS))、合名会社(Société à Nom Collectif (SNC))、有限会社(Société A Responsabilité Limitée (SARL))と共存している。

単純型株式会社は、かなり特殊な会社形態であり、その特徴は、主にその組織と運営に関してパートナーに与えられている自由度にある。資本金額および株式の額面金額は、出資者の自由裁量により定款で定めることができる。単純型株式会社は、不可分株式を発行ことができ、これは、会社の円滑な運営に欠かせない技術的な専門知識を持つ社員を資本に参加させる、紛れもない機会である。これらの株式の募集および配分の条件は、定款で定められている。

単純型株式会社は、増資のための公募を行うことができない (単純型株式会社の組織の自由度を考えれば、増資者にとっては必要不可欠な保証である)。その特殊性から、単純型株式会社には独自の法制度がなく、「定款で会社の経営条件を定める」とする第 853 条 7

項に基づき、株主によって自由に組織される。

単純型株式会社の唯一の強制機関は、対外関係で会社を代表する社長である（第 853 条 8 項）。その他の権限は総会が行使する（第 853 条 11 項）。さらに、第 853 条 3 項は、例外的な場合を除き、株式会社の規則は、簡易型株式会社に適用される。例外として、第 853 条に定める場合を除き、監査役の出席は義務付けられていない。

3. 会社設立手続き

セネガルでの会社設立には、8 項目の手続きが義務付けられている。

- ・セネガル投資促進大規模公共工事公社（APIX で入手できる「誓約書」）に必要事項を記入し、経営者が署名する、あるいは「無犯罪証明書抄本」を手配する。
- ・公正証書の作成（会社用）
- ・公証人または銀行（会社の場合）との資本金の設定
- ・定款の作成・認証（会社および利益団体の場合）
- ・商業および動産信用登記簿（RCCM）への登記
- ・企業・団体識別番号(NINEA)の取得
- ・会社設立宣言
- ・官報への掲載（会社の場合）

注：

商業登記簿に登録する申請者は、2010 年 12 月 15 日にロメで採択された一般商事法に関する改正 OHADA 統一法第 45 条の規定に基づき、RCCM に登記後 75 日以内に、3 カ月以内に作成された無犯罪証明書と、外国人の場合は出身国の無犯罪証明書を提出する必要がある。

a. 有限会社(SARL)および株式会社(SA)の設立

資本金会社の設立手続きは、2 段階に分かれている。

- ・公証人事務所で定款の作成と資本金の預け入れ（24 時間以内）。定款には、すべての設立発起人または委任状を持つ代理人が署名しなければならない。
- ・セネガル投資促進・大規模公共工事公社（APIX）の部局、企業設立事務所(BCE)での設立登記手続き。

会社の設立や変更に関する法定公告は、会社設立支援室のウェブサイト上でオンラインにより行うか、公証人が主要な新聞に掲載する。

有限会社または株式会社の設立に必要な書類は以下のとおりである。

- ・公証人から入手可能な宣誓書に必要事項を記入し、経営者が署名したもの、または3カ月以内の無犯罪証明書
 - ・3カ月以内に発行された出身国（外国人の場合）無犯罪証明書
 - ・発起人の身分証明書のコピー
- 定款、設立議事録、適合宣誓書は、公証人が作成する。

なお、有限会社や株式会社の現物出資の評価は、監査人リストの中から選ばれた監査人により行われなければならない。株式会社では、現物出資の評価に際して、その価値にかかわらず監査人による評価を義務付けている。有限会社については、500万 CFA フランを超える出資の場合のみ、監査人による評価を受ける必要がある。

資本金は公証人に預けるか、銀行の会社設立用口座「*compte de société en formation*」に払い込む必要がある。この口座は、商業および動産信用登記簿（RCCM）への登記完了後、速やかに解除される。

会社設立関連費用の主な内訳は以下のとおりである。

登録料:

- ・資本金が10万 CFA フラン以上1,000万 CFA フラン未満の場合は1万 CFA フラン
- ・1,000万 CFA フラン以上の場合は資本金の1%

注：不動産出資の場合、出資額の3%が登録料として加算される。

公証人手数料:

- ・資本金が10万 CFA フランから50万 CFA フラン未満の有限会社の場合は2万 CFA フラン、資本金が50万 CFA フラン以上の有限会社の場合は、約40万 CFA フラン
- ・資本金が1,000万 CFA フランの株式会社の場合、約70万 CFA フラン

b. 利益団体(GIE)の設立

利益団体の設立は、個人事業主と同様、事業設立支援室（BCE）で行うことができる。利益団体の設立に必要な書類は、以下のとおりである。

- ・定款、社内規定、設立総会議事録の両面コピー3部
- ・メンバーの身分証明書の写し
- ・メンバーの身分証明書の写し
- ・APIXで入手できる誓約書に必要事項を記入し、経営者署名したもの、または3カ月以内の無犯罪証明書
- ・パスポートのコピー2部（外国人の場合）

- ・外国人の場合は、経営者の出身国の3カ月以内の無犯罪証明書抄本
- ・2,000CFA フランの税金の切手 11 枚：9 枚は定款、社内規程、登記用議事録に貼付し、残り 2 枚は商業登記簿(RC)と企業・団体識別番号 (NINEA)に貼付する。

会社設立費用は、以下のとおりである。

- ・登録料約 3 万 5,000 CFA フラン
- ・法人設立費用約 3 万フラン（内訳は、商号保護のためのアフリカ知的所有権機関 (OAPI)登録費用として約 2 万 CFA フラン、裁判所書記課登録料として約 1 万フラン）

注：

この他にも、一般的にはあまり知られていないが、OHADA 統一商事法やセネガルの民事・商事責任法典(COCC)で規定されている商事会社や利益団体がある。

c. 税務登録

フォーマル・セクターもしくはインフォーマル・セクター、納税の有無、給与所得者の有無などにかかわらず、活動を行うすべての企業、自然人、法人は、企業・団体識別番号 (NINEA) を取得し、全国企業・団体名簿 (RNEA) に登録する必要がある。

税務登録の対象は以下になる。

- ・セネガル国内で活動を行う自然人および法人で、その形態、法的地位、国籍を問わない、正式に登録または認可された国内外の協会、職業組合、政党、および私法上のあらゆる法人。
- ・中央行政機関、公的機関、地方公共団体
- ・税金、関税、賦課金、その他法律で定められた徴収を課されるその他の自然人

自然人の場合：

企業・団体識別番号 (NINEA) の通知を受け取るための手続きは、当事者または当事者から正式に権限を与えられた第三者が行わなければならない。法人格を持つすべての人間は、自然人とみなされる。土地の所有者、賃貸借契約者、商人、職人、自由業を営む人などが含まれる。

法人の場合：

(利益団体、協会、企業、NGO、労働組合、政党、大使館、国際機関、行政機関、公共施設、地方公共団体)：組織の責任者が行う必要がある。

注：自然人または法人は、コンサルタント会社が代理人となることができる。

●上記の手続きに必要な書類を以下に示す。

利益団体

- ・手書きの申請書
- ・利益団体の代表者の身分証明書のコピー
- ・1,000 CFA フランの印紙税
- ・利益団体の定款のコピー
- ・活動場所の賃貸借契約書または所有権証明書のコピー
- ・商業登記簿の登録証のコピー

商事会社

- ・手書きの申請書
- ・1,000 CFA フランの印紙税
- ・会社定款のコピー
- ・商業登記簿の登録証のコピー
- ・活動場所の賃貸借契約書または所有権証明書のコピー

d. 社会保障基金加盟

会社は、少なくとも1人の従業員を雇用した時点で、国の社会保障基金に加入しなければならない。加入は、最初の従業員を雇用した日に発効する。また、会社は登記上の本社所在地を管轄する労働・社会保険監督署に従業員を申告しなければならない。

e. 登録者数

雇用主は、社会保障機関（IPRES および Caisse de sécurité sociale）に組織と従業員を登録する責任を負っている。これを怠った場合、雇用主は法律で定められた罰則を課せられることになる。最初の従業員を雇った時点で、ただちに加入手続きを行わなければならない。

必要な手続きの内容	提出書類等	手続き費用
所定の手続き	<ul style="list-style-type: none">・APIX で入手可能な宣誓書に必要な事項を記入し、経営者が署名、または 無犯罪証明書の抄本。・公正証書の作成（会社の場合）。・公証人または銀行に資本金の預け入れまたは払い込み（会社の	公証人手数料

	場合)。 ・定款の作成・認証（会社および利益団体）	
商業および動産信用登記簿（RCCM）への登記	・3カ月以内に発行された無犯罪証明書 ・居住証明書 ・発起人の身分証明書のコピー ・印紙税 2,000CFA フラン ・登録費用 1,000CFA フラン ・商号がある場合、商号保護のためのアフリカ知的所有権機関（OAPI）登録費用 2 万 CFA フラン	利益団体の場合、 1 万 3,000CFA フラン または 3 万 2,000CFA フラン
企業・団体識別番号（NINEA）の取得	・手書き申請書 ・身分証明書コピー（自然人の場合） ・印紙税 1,000CFA フラン ・商業登記登録証明書のコピー ・活動場所の賃貸借契約書または所有権証明書のコピー	1,000CFA フラン
新聞紙上への法定公告	会社設立	法定公告掲載新聞により異なる

VII. 労使関係

1. 法律と規制の枠組み

国は、出身、人種、性別または宗教による差別のない、職業訓練及び雇用へのアクセスに関して、国民の機会および待遇の平等を保証する。

セネガルでは、1997年12月1日付法律第97-17号と異業種間協定により、労使関係が規定されている。協定は、雇用主と労働者の関係について規定している。

労働者とは、性別や国籍を問わず、自然人か法人か、官か民かを問わず、他者の指示と権限の下に、報酬と引き換えに自らの職業活動を行うことを請け負った者をいう。労働者

としての地位を決定する際には、雇用主の法的地位および被雇用者の法的地位のいずれもこれを考慮しないものとする。

働く権利は、すべての国民の神聖な権利として認められている。国は、国民が仕事を見つけ、いったん得た仕事を維持できるよう、全力で支援する。

2. 労使関係

労使関係の成立は、自由原則に基づいている。雇用は、雇用主が直接行うか、人材派遣会社を通じて行われ、採用通知書または雇用契約の締結によって成立する。

a. 雇用契約

雇用契約は書面であっても、口頭であっても可能である。雇用契約には、有期雇用契約と無期雇用契約がある。

i. 有期雇用契約

有期雇用契約とは、当事者の意思によりあらかじめ期間が定められている契約である。特定の仕事の遂行または事業遂行のために締結された雇用契約で、その期間を事前に正確に見積もることができないものは、有期雇用契約とみなされる。契約期間が将来の確実な事象を条件とし、その期日が明らかでない契約も有期雇用契約とみなされる。

セネガル労働法 L.41 条を参照。

有期契約は書面でのみ有効であり、書面でない場合は無期限雇用契約に変更される。有期雇用契約には、正確な期間と不確定な期間が存在する。正確な期間を定めた場合、有期雇用契約は更新を含めて 2 年を超えてはならず、これを超えた場合は、無期雇用契約になる。期間の定めのない有期雇用契約は、仕事量の増加または会社の通常とは異なる活動のために、一時的に欠勤する労働者の代替を確保するために締結されるものである。有期雇用契約はその質を損なうことなく、自由に更新できる。不可抗力、当事者間の合意、または当事者の一方に重大な過失がある場合を除き、有期雇用契約が期間満了前に終了した場合、契約を終了させた側は、損害賠償を支払うことになる。

当事者間で無期雇用契約が締結されることなく有期雇用契約が終了した場合、労働者は給与補填として契約終了補償金（契約期間中に労働者が受け取るべき総報酬額の 7%）を受け取る権利がある。有期契約は 2 年間で、1 回のみ更新が可能である。有期雇用契約の終了については、重大な違法行為、当事者間の書面による合意、または不可抗力による場

合にのみ、早期に終了させることができる。雇用主が前項の規定に従わない場合は、労働者は損害賠償を請求することができる。有期雇用契約には、労働法第 L. 57 条から L. 59 条の規定が適用される。

契約終了時、雇用主は、労働者が企業または施設から最終的に退社する際に、損害賠償の罰則のもと、入社日、退社日、連続して従事した仕事の内容および日付、労働者が所属する労働協約の種類を明記した証明書を労働者に手交しなければならない。1970 年 2 月 20 日付政令第 70-180 号第 1 条は、「日雇い労働者とは、1 日を超えない短期の労働のために時間単位または日単位で雇われ、毎日、労働の終了前に賃金を支払われる労働者のことである」と規定している。

雇用の際、雇用主は日雇い労働者に、正確な雇用期間、または業務または作業の内容およびそのおおよその労働期間を書面で通知しなければならない。「これに違反した場合、契約は法定通知期間に従い無期限契約として扱われる」（日雇い労働者と季節労働者の雇用に関する特別条件を定めた 1970 年 2 月 20 日付政令第 70-180 号）。

ii. 雇用契約 (CDI)

無期雇用契約は、何ら書式上の義務を負うことなく、自由に締結することができ、書面でも口頭でも可能である。各当事者に認められている一方的な解約が可能であることが特徴として挙げられる。労働者は契約解除の理由を説明する必要はないが、雇用主は正当な理由を説明しなければならない。契約の終了は、当事者の一方による重大な違法行為があった場合を除き、予告期間を設けている。有期雇用契約または無期雇用契約を問わず、雇用主は雇入時に、雇用主の費用負担で、労働者に健康診断を受診させる義務がある。

無期雇用契約の解除は、解除を申し出る当事者が書面で通知しなければならない。ただし、重大な過失があった場合には、その過失の重大性について管轄裁判所の判断に基づき、予告なく契約を解除することができる。

無期雇用契約を解除するには、異業種間労働協約に基づき、労働者のカテゴリーごとに異なる通知期間が定められている。予告期間は、管理職とそれに準ずる労働者は 3 カ月、管理職以外の労働者は 1 カ月となっている。ブルーカラーおよび正社員の場合、予告期間は労働者の分類と勤続年数によって異なる。予告期間は、勤続年数に応じて 8 日間から 1 カ月間と、労働者の職業分類によって異なる。時間給、日給、週給の労働者と正社員の最低予告期間は次のように定められている。

- ・ 勤続 1 年未満の場合、8 日（第 1～4 分類） / 15 日（第 5～7 分類）
- ・ 勤続 1 年以上 5 年未満で 15 日（第 1～第 4 分類） / 15 日（第 5～第 7 分類）
- ・ 5 年以上の勤務で 1 カ月（第 1～第 4 分類） / 1 カ月（第 5～第 7 分類）

b. 外国人労働者の雇用

セネガルの労働法では、雇用主が外国人労働者を雇用する権利を認めており、外国人労働者と現地労働者の採用条件の区別を定めている。国内労働者と異なり、外国人労働者は受入国とは異なる国籍を持ち、将来の雇用主によって出身国から明確に移動し、限られた期間のみ就労する者である。ここで理解しておかなければならないのは、セネガル国内で働く外国人がすべて外国人労働者というわけでは決してないということである。

i. 外国人労働者契約の有効期間に関する要件

外国人労働者は労働許可証を取得しなければならない。ただし、セネガルは、1975年5月28日に締結されたLAGOS条約を批准しているため、ECOWAS加盟国の国民はこの要件から除外されていることを明記する必要がある。

ECOWAS 加盟国:

ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラレオーネ、トーゴ、カーボベルデ

外国人労働者の契約は、必ず有期雇用契約でなければならない。従って、無期雇用契約は、外国人労働者の雇用契約から除外される。外国人労働者の契約は、発効前に労働・社会保障総局（DGTSS）に提出し、承認を受けなければならない。局長は、特に以下のことを確認しなければならない。

- ・合意した労働条件
- ・労働者の身元、本人の自発的な同意、および契約の合法性
- ・労働者が確保されているか。
- ・契約書を両当事者が読み合わせた後、必要であれば契約書の翻訳

就労査証の申請は雇用主の責任であり、却下された場合、その契約は無効になる。

外国人労働者の雇用主は、必ず適切な住居を提供するか、もしくは代わりに住居手当を支払わなければならない。

ii. 外国人労働者の雇用手続き

社会法制は、大きく二つの段階を定めている。

- ・ステップ A：労働省が要求する契約書と労働許可証の承認のための行政手続き
- ・ステップ B：内務省が要求する法定手続き

上記二つのステップについては、下表のとおりである。

	行政手続	提出書類	所要日数
ステップ A: 就労査証のための 行政手続き	雇用主による労働・ 社会保障総局宛就労 査証申請書の提出。	1) 雇用契約書および 所定の労働者移動申 告書 (DMT) を 4 部 作成。必要に応じて フランス語に翻訳。 2) パスポートのコピ ー (全ページ)。 3) 職業適性判定のた めの健康診断 4) 無犯罪証明書 (大使館発行)	原則 5 日間 ただし、この期間を 過ぎても労働・社会 保障総局がその決定 を明らかにしない場 合は、就労査証が発 給されたものとみな す。
ステップ B: 滞在許可のための 法定手続き	滞在許可証は、セネ ガルに長期滞在目的 (4 カ月以上) で 入国する者に発行さ れる。 滞在許可証を取得す るためには、外国人 労働者はセネガルに 滞在し、国籍によっ て金額が異なる保証 金を支払い、さらに 右記の書類を提出し なければならない。	1) 内務大臣宛の手書 きの滞在許可申請書 2) 3 カ月以内の出生 証明書抄本 3) 3 カ月以内の本国 での無犯罪証明書 抄本 4) セネガルの医師が 発行した健康診断書 5) 身分証明写真 3 枚 6) パスポートの 認証コピー (顔写真 のあるページ、パス ポートの有効期間、 入国スタンプを含 む) 7) 労働・社会保障局 が承認した雇用契約 書。 8) 1 万 5,000CFA フ ラン (23 ユーロ) の 印紙税 ・ 送還保証金の納付 書	すべての書類が揃っ た時点で、滞在許可 証の発行を待つ間、 6 カ月間有効 (更新 可能) の滞在許可証 申請受領書が発行さ れる。

3. 雇用契約の履行

a. 当事者の義務

i. 従業員

従業員の主な義務は、合意した業務を、職業上の秘密を守りながら、忠実に遂行することである。雇用主の事業と競合してはならない。従業員は、雇用契約で明らかに許可されている場合を除き、勤務時間外に別の業務を営むことは認められていない。

ii. 雇用主

●従業員報酬

使用者の主な義務は、合意した報酬を従業員に支払うことであり、給与およびそれに付随するもので構成されている。

●給与

給与は、原則として当事者間で自由に設定できる。ただし、5万2,500CFA フランを基準とした異業種間最低保証賃金（SMIG）があり、農業最低賃金（SMAG）が適用される農業部門を除き、業種にかかわらず全従業員に適用される。さらに、業種や職務等級によって決められた、標準的な最低賃金（業種別基本給）がある。従って、基本給（業種別最低賃金）と区別して割増給（実際の賃金と業種別最低賃金との差額）がある。賃金は通常、常勤の従業員は月給制で、日雇い労働者は、時間給、日給、隔週給になる。雇用主は従業員に給与明細を交付しなければならない。

●諸手当・賞与

- ・年功手当
- ・通勤手当
- ・年末特別手当またはボーナス
- ・海外駐在手当

●特定部署に対する届出

法人の代表者は、国家社会保障基金（CNSS）および労働監督署に対して、所定の申告をすることが義務付けられている。

●社内規定の制定

2009年12月11日付の大臣令第11512号（MFPTEOP-DTSS）は、通常10人以上の労働者を雇用するすべての工業、商業、農業事業者に対し、社内規定の制定を義務付けて

いる。

●その他の義務

- ・記録の保存
- ・労働衛生サービス
- ・保健・安全・労働条件委員会の設置

b. 勤務時間・労働時間

第 L3 条の規定により指定されたすべての事業所において、法定労働時間は、週 40 時間を超えてはならない。しかし、農業従事者の場合、労働時間は年間 2,352 時間と決められている。この制限の範囲内で、労働省の省令により、季節に応じた週単位の法定労働時間が定められる。

労働省の省令は、すべての活動分野もしくは職業について、または特定の分野もしくは職業について、前項の適用方法を定めている。この省令は、特に、一定の周期における労働時間の編成および配分、特定の場合および特定の職務に適用される恒久的または一時的な免除、労働損失時間を回収するための方策および管理措置を定めている。週単位の労働時間の編成および配分に関する合意を交わすことができる。

c. 労働者の休息

週 1 回の休息が義務付けられている。休息は、週に最低 24 時間以上連続しており、原則として日曜日に与えられる。祝日とされる民事上または宗教上の祝祭日は、1996 年 3 月 7 日付政令第 96-205 号および 2013 年 12 月 11 日付法律第 2013-06 号により、祝祭日のリストとその運用が定められている。

d. 年次有給休暇

労働協約に別段の定めがない限り、労働者は、勤続 1 カ月につき 2 営業日、雇用主の費用負担で有給休暇を取得する権利を有する。有給休暇期間は、施行中の規則または労働協約の規定に従って、従業員の勤務年数に応じて延長される。

母親は、戸籍に記載された 14 歳未満の子ども 1 人につき年間 1 日の休暇を追加で取得する権利を有する。

有給休暇の取得は、基準期間と呼ばれる最低 12 カ月の実働期間の後、取得することが

できる。いずれの場合も、当事者間の合意により、実際の勤務期間が3年を超えない範囲で、毎年6営業日の休暇を取得することを条件として、有給休暇の取得を延期することができる。

4. 労使関係の停止

次の場合は、雇用契約を停止する。

- ① 雇用主が出兵のためまたは徴兵制度に基づく兵役期間、事業所を閉鎖する場合。
- ② 従業員の出兵および徴兵制度に基づく兵役期間。
- ③ 従業員が認定医師の診断を受け、6カ月を限度として疾病休職する場合。休職期間は、代替要員の確保まで延長する。
- ④ 労働災害または業務上疾病により労働することができない期間。
- ⑤ L.143条規定の適用を受ける女性従業員の休暇期間。
- ⑥ 団体労働争議解決手続きを遵守したストライキまたはロックアウトの期間。
- ⑦ 労働協約または個別合意に基づき、雇用主が許可した従業員の休業期間。
- ⑧ 従業員代表の解雇について、労働・社会保障監督官の最終決定が出るまでの期間。
- ⑨ 従業員が予防拘禁措置を受けている期間。
- ⑩ L.160条に定める移動時間および出発までの待機時間により、必要に応じて延長される有給休暇の期間。
- ⑪ 国民議会議員としての在任期間中、本人が書面で要請した場合。
- ⑫ 現行の規定に基づいて定められた条件で付与された、有給教育訓練休暇の期間。

上記①項、②項、⑨項および⑪項でいう雇用契約の停止期間のみ、従業員の会社における勤続年数を算定するための勤続期間とみなしてはならない。

労働災害と業務上疾病：

労働災害とは、就業中または業務に起因して発生した災害のことをいう。通勤途中（従業員の自宅と職場の間の移動中）の事故は、労働災害とみなされる。業務上疾病リストは、政令で定められている。労働災害や業務上疾病は、CNSSで補償される。

5. 従業員代表

a. 従業員代表

常勤従業員が10人以上の企業では、雇用主は従業員代表（および代理人）の選出が義務付けられている。代表者の人数は、従業員の人数によって異なる。

参照：1967年12月9日付政令第67-1360号

「企業における従業員代表の選出要件とその役割に関する規定」

b. 労働組合代表者

憲法と労働法は組合の自由を定めている。セネガル憲法は、労働者が労働組合に加入し、労働組合の活動を通じて自らの権利を擁護することを認めている。労働法は、労働組合が合法的に存在するためには、内務省の事前許可が必要であることを定めている。

定期的に結成される労働組合組織および代表者のいる会社または事業所において、労働組合代議員を、当該組合から選出することができる。（労働組合は、直近の労働者代表の選挙において、第1回投票または第2回投票で、登録有権者の少なくとも15%を代表する有効投票の少なくとも30%を獲得した場合、その労働組合は労働者代表であるとする。）

6. 懲戒権

企業の懲戒権は雇用主が行使し、雇用主はその権限の一部を委譲することができる。懲戒処分の種類と軽重は以下のとおりである。

- ・ 書面での警告。
- ・ 1～3日間の出勤停止で、この期間については賃金を支払わない。
- ・ 4～8日間の出勤停止で、この期間については賃金を支払わない。
- ・ 解雇。

懲戒手続きは、従業員への説明要求の送付に始まり、従業員からの説明（書面または口頭）を受け、従業員への懲戒処分の宣告および通知ならびに労働監督署へのコピーの送付によって終了する。

雇用主は、従業員の同じ違反行為に対して罰金や二重処罰を課すことは厳しく禁じられている。

7. 雇用契約の終了

a. 予告期間

雇用契約の終了を申し出る側は、重大な過失による場合を除き、相手側に対して予告しなければならない。予告期間の長さは、従業員の職務等級と勤続年数によって決まる。

予告期間中、従業員には就職活動のための時間が与えられる。

b. 辞職

従業員は、理由を説明することなく自由に契約を終了させる権利を有している。予告をしなかった場合、または予告期間の満了前に無期雇用契約が終了した場合、責任を負う側は相手側に「予告手当」と称する補償金を支払う義務を負う。この補償金は、予告期間の不足分で、従業員が受け取るべき報酬および福利厚生に相当する金額である。一方、有期雇用契約の場合、契約終了に伴い、従業員には契約終了補償金が支払われる。

c. 解雇

従業員の解雇は、会社都合の解雇（経済的理由による解雇）と、従業員の個人的理由による解雇（明らかな職業上の能力不足、与えられた仕事に対する不適格、重大または悪質な違法行為）があり、雇用主が宣告する。解雇の理由が正当だと認められるためには、その理由が合理的で深刻なものでなくてはならない。さもなければ、解雇権を濫用したものとみなされる。

i. 個人的理由による解雇

この解雇は、従業員の明らかな職務遂行能力の欠如、または重大もしくは悪質な違法行為の結果として行われ、前述の懲戒処分と同様の手続きで行われる。

ii. 経済的理由による解雇

経済的困難または内部組織再編を理由に雇用主が行う個人または集団解雇は、経済的理由による解雇となり、雇用主は従業員代表を招集し、労働時間の短縮、シフト勤務、部分的失業、研修、従業員の配置転換など、その他のあらゆる可能性を従業員と検討しなければならない。

雇用主が作成した議事録は、8日以内に労働・社会保険監査官に通知し、監督官はこの通知の日から15日以内に、必要に応じて適切な処置を講じなければならない。

経済的理由による解雇を回避するために、雇用主は従業員代表との会議を開き、労働時

間の短縮、シフト勤務、部分的失業、研修、従業員の配置転換など、その他のあらゆる可能性を模索しなければならない。

雇用主が作成した議事録は、8日以内に労働・社会保険監査官に通知し、監督官はこの通知の日から15日以内に、必要に応じて適切な処置を講じなければならない。15日の期間経過後、数名の解雇が必要となった場合、雇用主は解雇の人選をしなければならない。この人選の順位はまず、職務に対する能力適性が低い従業員から対象になる。職務に対する能力適性が同等である場合は、最も勤続年数が長い従業員が継続雇用される。この解雇の人選を行うにあたり、既婚の従業員には1年、家族手当関連法が定める扶養家族には1年、それぞれ勤続年数が加算される。

雇用主は、従業員代表がいる場合、人選基準を明記した上で、解雇を提案する従業員リストを書面にて通知しなければならない。雇用主は、リストの通知から早ければ7日以内に従業員代表を招集し、彼らの意見を取りまとめた上で、雇用主が作成する会議の議事録に記載する。雇用主が従業員代表を解雇しようとする場合、雇用主はそのような従業員に対する特定の手続きに従わなければならない。

d. 解雇手当

解雇が従業員の重大な過失によるものでない場合、従業員が1年以上会社に勤務していれば、雇用主は解雇手当を支払わなければならない。解雇手当は、従業員の平均月給の一定割合に相当する額である。

e. 損害賠償

雇用契約の不当な解除があった場合、雇用主は従業員に損害賠償の支払いを命じられる可能性がある。

8. 定年退職

セネガルでは、公務員または民間企業の従業員の両者とも、法定退職年齢は60歳である。これは一般的な規則であり、いくつかの例外がある。

- ・一つは早期退職で、60歳前に年金を受給したい従業員はそうようにすることができる。ただし年齢は55歳以上でなければならない。早期退職は、社内規定で定められた条件の下で認められる。
- ・医師、薬剤師、歯科医師、獣医：これらの職業は、60歳を超えて65歳まで雇用関

係を継続する選択肢がある。

- ・軍人の定年：旅団准将、航空准将、海軍少将は 61 歳で定年退職になる。軍将軍、軍団将軍、空軍将軍、航空団将軍、海軍上級中将、師団将軍、航空師団将軍、海軍中将の階級の軍人は、62 歳で退職できる。
- ・大学教授で 65 歳定年が義務付けられている人。

a. 交渉による退職

雇用主と従業員は、交渉によって雇用契約を終了することに合意することができる。

b. 従業員の死亡

従業員が死亡した場合、退職金と同じように計算された補償金が受取人に支払われる。また、葬儀費用手当も支給される。

9. 労働争議の解決

a. 個別労働紛争

個別労働紛争（労働者と使用者の間、または労働者同士の間）は、契約当事者の一方が労働監督官に対して和解手続きを申請することができる。合意に至った場合、それは和解として強制力を持つ。

和解が不調に終わった場合、紛争は、勤務地の労働裁判所に宛てて書面または口頭で申し立てを行うことにより提起される。ただし、雇用契約の終了に起因する紛争については、通常の裁判権の帰属にかかわらず、労働者は、居住地の裁判所と勤務地の裁判所のいずれかを選択することができるものとする。裁判所への付託にかかわらず、当事者はいつでも和解をすることができる。

b. 集団的労働紛争

集団的労働紛争とは、職場における労働者の集団的利益にかかわる一つまたは複数の問題について、労働者とその使用者の間で生じる意見の相違のことである。

従業員にはストライキを行う権利がある。ただし、ストライキは、当事者間の交渉を可能にするために、企業の経営陣、および必要であれば活動部門の雇用者連盟に事前に告知しなければならない。ストライキの告知は、労働行政の所管官庁にも書面で通知しな

なければならない。ストライキは、告知期間が満了する前、および強制調停手続きの終了前に実施することはできない。

VIII. セネガルの社会保障制度

1. 総論

a. 組織

セネガルの社会保障制度は、社会保障公庫（CNSS）とセネガル年金機構（IPRES）によって運営されている。

b. 構造

セネガルの社会保障制度は、従業員を対象としており、失業以外のすべてのリスクを補償している。自営業者は社会保障制度の対象外であるが、以下の保険に任意で加入することができる。

- ・労働災害保険： 社会保障公庫（CNSS）で加入。
- ・民間の疾病保険： 健康保険相互会社で加入。

疾病リスクは社会保障法（1973年7月31日付法律73.37）の対象ではなく、労働法（社会保障制度に関する1975年4月3日付法律75-50の規定）の対象になる。労働・社会対話・職業組織・機関関係省は、国民皆保険制度（CMU）を導入して強制疾病保険（AMO）改革を実施した。2013年3月に施行されたこの改革により、従業員100人以上の企業の雇用主は、従業員の医療保険を保証する疾病保険機関（IPM）の設立または加入を義務づけられた。

c. 社会保障行政組織

社会保障制度は、公共サービスを使命とする二つの民間団体が運営し、労働・社会保障省の監督下に置かれている。これら二つの民間団体は、社会福祉機関としての役割を担っている。社会保障基金（CSS）は、次の業務を担当している。

- ・ 家族手当部門
- ・ 労働災害と業務上疾病の予防と補償制度
- ・ 保険料の徴収

社会保障基金には、地域事務所、母子保護センター、診療所、家族計画センターが設置されている。

セネガル退職年金機構（Institution de Prévoyance Retraites du Sénégal : IPRES）は、強制加入老齢年金（基礎年金と付加年金）を管理している。疾病保険の所管機関は以下のとおりである。

- ・ 強制疾病保険調整機関(Institution de Coordination de l'Assurance Maladie Obligatoire: ICAMO)の監督下にある、従業員のための疾病保険機関(IPM)
- ・ 自営業者、任意保険加入者、農業従事者、学生、家族手当を受けている貧困層向けの健康共済保険
- ・ 年金受給者のためのセネガル退職年金機構(IPRES)

2. 疾病

a. 医療

保健社会活動省は、次のような国民皆保険（CMU）を試験的に導入している。

- ・ 健康共済保険（676 共済組合のうち 45 の部門別共済組合がある）および特にインフォーマル・セクターの労働者を対象とする共済組合を通じた基本的な国民皆保険の整備：保険料の一部または全額補助、費用負担、規制の強化
- ・ 強制加入の疾病保険（AMO）の導入
- ・ 既存の無料医療制度の強化（60 歳以上の介護、帝王切開、人工透析）
- ・ 5 歳未満の子供の無料診療

セネガルの医療は次のような医療施設体制で、国民全員が受けられるようになっている。

- ・ 地方やコミュニティレベル（村）では、看護師が運営する保健ポスト
- ・ 中規模レベルでは、保健センター
- ・ 地域レベルでは、専門の医療センター
- ・ 全国レベルでは、病院と大学病院センター

i. 従業員

企業または系列企業のすべての正社員は疾病保険機関(IPM)を通じて強制的に加入しな

ければならない。また、従業員の家族も受給資格は、2 カ月間の試用期間と保険料納付期間に基づく。

- ・配偶者
- ・家族手当制度における扶養家族
- ・扶養家族には個別の健康手帳が配布される。

受給資格は、2 カ月間の試用期間と 2 カ月の保険料納付期間に基づく。この制度は、以下の費用の 40%から 80%を負担する。

- ・一般および専門医の診察
- ・処方されたパラメディカル検査
- ・出産と帝王切開
- ・入院
- ・外科手術
- ・歯科治療
- ・ジェネリック医薬品、特殊医薬品
- ・眼鏡

ii. 自営業者

自営業の方は、民間の共済に任意で加入することができる。また、自発的加入希望者、農業従事者、学生、家族保護助成金制度を受けている貧困層の人も加入できる。

なお、加入者の家族も保健の対象になる。受給資格は、1 カ月間の試用期間と 1 カ月の保険料納付期間に基づく。

これらの共済制度は、公衆衛生施設または協定を締結した施設で提供される医療のみを対象としている。公的医療機関やジェネリック医薬品は、共済制度で 80%をカバーすることができる（民間薬局では 50%）。

家族保護助成金制度の対象者は、負担した費用の 100%が払い戻される。対象は以下のとおりである。

- ・診察
- ・パラメディカル検査
- ・出産
- ・入院
- ・追加検査
- ・専門的なケア
- ・救急搬送
- ・医薬品

iii. 年金受給者

年金受給者は、本人および家族のために、IPRES の医療・社会活動予算の枠内で、医療を受けることができる。この医療サービス（診察、入院、投薬）は、IPRES の医療・社会福祉センターおよび IPRES が提携する病院で、無料で受けられる。

b. 医療体制

医療費補助制度は、以下を対象としている。

- ・ 60 歳以上で、IPRES (Plan Sésame) の適用を受けない人
- ・ 5 歳未満の幼児
- ・ 弱者（保険未加入の妊婦、社会的最貧困層）

医療費は無料で、内容は以下のとおりである。

- ・ 診察
- ・ パラメディカル検査
- ・ 予防接種
- ・ 出産、帝王切開（最大入院日数 5 日）。
- ・ 入院
- ・ 外科手術
- ・ 歯科治療
- ・ 投薬
- ・ 人工透析

3. 家族手当

家族手当部門で支払われる手当は以下のとおりである。

- ・ 出産前給付金
- ・ 出産給付金
- ・ 家族手当
- ・ 産前産後休業手当
- ・ 現物給付

家族手当の対象者は以下のとおりである。

- ・ 従業員
- ・ 未婚の女性従業員

- ・夫が給与所得者でない既婚の女性従業員
- ・被保険者の寡婦／寡夫
- ・労働災害または職業性疾病による永久的な障害を有する労働者
- ・就業困難で、6カ月未満の失業者

後者の二つの分類に属する人々については、権利および権利の維持期間は、それまでの加入期間に基づく。

- ・労働者が過去に6カ月の賃金労働を行った場合、1カ月の権利を保有。
- ・労働者が過去に12カ月の賃金労働を行ったことがある場合、2カ月の権利を保有。
- ・労働者が過去に12カ月以上の賃金労働を行ったことがある場合、6カ月の権利を保有。

家族手当の受給資格は、連続3カ月の就業と、1カ月に18日または120時間以上の労働時間があることなどが条件となる。

産前・産後・家族手当の基本額は、子ども1人につき月額2,600 CFAフランとされており、産前・産後手当の場合は子どもの人数に制限はなく、家族手当の場合は6人までとされている。

a. 育児手当

夫が無職のすべての就業女性、または就業者の配偶者、および未婚のすべての就業女性に支給される。妊娠3カ月以内に診断書を添付した妊娠申告書をCSSに提出した場合、原則として出産前の9カ月間が給付の対象になる。

妊産婦手当を受給するためには、妊婦は必ず3回の検診を受けなければならない。

- ・1回目：妊娠3カ月前
- ・2回目：妊娠6カ月頃
- ・3回目：妊娠8カ月頃

出生前手当は妊娠記録手帳を提示することで母親に支給され、その額は以下のとおりである。

- ・妊娠3カ月までは月2回（2,600CFAフラン×2回）
- ・妊娠6カ月頃、月4回（2,600 CFAフラン×4回）
- ・妊娠8カ月頃、月3回（2,600CFAフラン×3回）

検診を受けなかった場合、手当の一部は支給されなくなる。

b. 出産手当金

出産手当金の支給要件は、出生前給付と同じである。これらの手当は、市民台帳に登録された生存している子供の出生ごとに母親に支払われ、出生証明書と乳児の健康診断が行われた事実を証明する母子手帳の提示により支給される。

- ・ 1年目は2カ月ごと
- ・ 2年目は3カ月ごと

出産手当金は以下のように支給される。

- ・ 出産時または申請後直ちに、毎月6回（2,600CFA フラン × 6回）支払われる。
- ・ 6カ月目に月6回払い（2,600CFA フラン × 6回）
- ・ 12カ月目に月6回払い（2,600CFA フラン × 6回）
- ・ 18カ月目に月3回払い（2,600CFA フラン × 3回）
- ・ 24カ月目に月3回払い（2,600CFA フラン × 3回）

多胎出産の場合、それぞれの出産は別個の出産とみなされる。

c. 家族手当

家族手当は、出産手当金を引き継ぐものであり、2歳の誕生日から以下の年齢まで支給される。

- ・ 14歳
- ・ 見習い期間中の場合は18歳まで
- ・ 留学中や難病・障害のある場合は21歳まで

家族手当を受給できる子供の人数は6人に制限されている。出産前手当の基本金額は、子供一人当たり月額2,600 CFAFに定められている。

4. 労働災害と業務上疾病

労働災害保険の対象

- ・ 就業中および業務に起因して発生した災害
- ・ 通勤途上における災害
- ・ 業務上疾病一覧表に掲げる疾病

就業中の労災事故は、従業員のみならず、任意に労働災害保険に加入している自営業者にも適用される。就労前研修は必要なく、労災事故が発生した場合、雇用主は以下の義務を負う

a. 対処の手順

- ・ 応急処置を行う。
- ・ 社内の医師、またはそれが不可能な場合は最寄りの開業医に連絡する。
- ・ 被害者を最寄りの保健センターまたは病院に搬送する。

被災者に与えられる補償には以下が含まれる。

- ・ 金銭的補償（日当、年金）
- ・ 治療費および／または入院費の 100%負担または払い戻し。
- ・ 機能リハビリテーション
- ・ 職業再教育と配置転換

b. 短期的な就労不能

日当は、労災事故後、就労を停止した日の翌日から給付される。最初の 28 日間は賃金／日当の半額、29 日目からは回復または復帰まで 2／3 に相当する金額が給付される。

給付金の計算に使用される賃金/所得日額の上限は、保険料の計算に使用される年間所得/給与の 1%に相当する、7,560CFA フランである。

c. 終身障害

障害が一生続く場合、被災者は、年間給与・収入に障害の程度を乗じ、その程度が 50% を超えない部分は 2 分の 1 に減額され、50% を超える部分は 2 分の 1 に増額された年金を受け取ることができる。

障害程度が全身（100%）であり、通常的生活行為を行うために常に第三者の援助を必要とする場合、年金額は 40% 増額される。障害の程度が 10% 以上の場合、または死亡事故の場合、年金は、下限である 113 万 290CFA フランを下回らない、または上限である 380 万 5,696CFA フランを上回らない年間給与／所得に基づいて計算されなければならない。障害等級は CSS の顧問医が判定し、2 年ごとに見直しを行う。

年金は四半期ごとに給付されるが、障害の程度が 75% 以上の場合、本人の申請により月払いにすることができる。障害の程度が 100% の場合は、強制的に毎月給付される。

d. 死亡

労災事故により死亡した場合、被災者の扶養家族は、その状況に応じて、被災者の年間給与・所得の一定割合に基づく年金を受給する。扶養児童の概念は、家族手当の場合と同じである。尊属は労災事故当時、被災者に扶養されていなければならない。

受益者	年金金額
配偶者	30%
子	子の人数によって以下のように定められている。 1人：15% 2人：30% 3人：40% 4人以上の場合、一人あたり10%
尊属	尊属一人当たり10% 尊属が複数の場合、最大30%まで

年金総額は、基準年額給与・所得の85%を超えてはならないことに留意する必要がある。この場合、各受益者について比率に応じて減額される。

5. 老齢および死亡（遺族）年金

IPRES に保険料を納付した従業員のみが、老齢保険金を受給できる。

a. 基礎年金

i. 老齢

●条件

IPRES の退職年金を受けるには、以下の条件がある。

- ・60歳（重労働の場合は55歳）であること。
- ・すべての給与所得活動を終了していること。
- ・年金ポイントを1,000ポイント以上取得または10年以上保険料を納付していること。

また、55歳からの繰り上げ支給も可能で、その場合は減額係数が適用される。60歳以

降も働き続ける被保険者は、さらに年金ポイントが加算される。年金ポイント 1,000 ポイント未満または保険料納付月数が 120 月未満の被保険者には、一括支給される。

●金額

退職手当の金額は、受給者の口座にあるポイントに基づいて計算される。保険料を納付した場合、納付時の金額でポイントの価値に割り戻すことによりポイントに換算される。

年間金額は、(保険料納付ポイント+無料ポイント-減額ポイント+増額ポイント)×ポイント換算値により算出される。

21 歳未満の扶養家族である子 1 人につき 5%、最大 3 人まで増額支給される場合がある。

早期退職の場合、老齢年金は 60 歳以前の 1 年ごとに 5% ずつ減額される。老齢年金の最低額は月額 3 万 5,000 CFA フランである。年金は 2 カ月に 1 回給付される。

年金の受給資格を持たない被保険者は、最高 122 万 6,000 CFA フランを限度に一括支給される場合もある。

ii. 遺族

●配偶者

遺族手当は、故人と 2 年以上婚姻関係にあった寡婦／寡夫に、以下の年齢から支給される。

- ・ 50 歳
- ・ 45 歳 (予測係数を適用した場合)
- ・ 年齢制限なく、寡婦／寡夫に 21 歳未満の扶養家族が 2 人以上いる場合

遺族手当は、子供の扶養家族がいなくなると直ちに停止され、寡婦／寡夫が 50 歳に達すると再開される。寡婦／寡夫の場合、遺族手当は以下の年齢から支給される。

- ・ 55 歳
- ・ 寡婦／寡夫が障害者で働けず、故人の扶養家族であった場合は 53 歳。寡婦／寡夫が障害者でなくなった場合、その支給は停止される。

死亡した配偶者が受給した、または受給する見込みであった年金の 50% を遺族が受給する。年金を早期に申請した場合、45～50 歳までの各年齢について 5% の減額が適用される。

●孤児

21 歳未満の孤児には、死亡した親の年金の 20% が支給される。この年金の支給対象は孤児 5 人までである。5 人以上の孤児がいる場合、受給権は比例配分される。父と母の孤児で両方の尊属から権利を主張できる者は、最高位の遺族が権利を有する。

b. 付加年金

付加年金は、月収が 36 万 CFA フランを超える役員にのみ適用される。この制度への加入は義務付けられている。

この制度は、一般的な年金制度と同じである。早期退職の場合、60 歳まで四半期ごとに支給額が 1% ずつ減額される。

● 社会保障条約

二国間社会保障条約（二国間協定ともいう）は、人の移動に伴う社会保護権の継続性を保証するために、二つの国または地域の法律を調整することを目的としている。

自国の労働者を保護し、外国との関係を改善するために、セネガルはいくつかの二国間および多国間協定に署名している。セネガルは、以下の国と社会保障協定を締結している。

- ・スペイン
- ・フランス
- ・ベナン
- ・ブルキナファソ
- ・カメルーン
- ・中央アフリカ共和国
- ・コモロ
- ・コンゴ共和国
- ・コートジボワール
- ・ガボン
- ・ギニア
- ・マリ
- ・ニジェール
- ・チャド
- ・トーゴ

IX. 国内税制

1. 工業・商業利益税

工業的および商業利益とは、自然人が工業、商業、工芸または農業に従事することによって得た利益と定義される。工業または商業を営むとは、自己のために行動し、かつ営利を目的とする者による工業的または商業的な性質の業務を日常的に遂行することを意味する。

a. 税引前利益

一般租税法(CGI) 第 122 条は、通常の課税所得制度および簡易課税所得制度の対象となる納税者の税引前利益は、ほかに規定がない限り、以下のように決定されると規定している。税引前利益とは、企業や法人が行うあらゆる種類の事業、特に事業終了時または事業中の資産の売却を含む総合的な結果に基づいて確定される純利益のことをいう。

利益は、以下の条件を満たす費用を控除して算出される。

- ・企業の直接的な利益になるかまたは会社の通常の経営に関するものであること。
- ・実際の支出に該当し、かつ十分な証拠によって裏付けられていること。
- ・会社の純資産を減少させるものであること。
- ・発生した年度の費用に含まれること。
- ・利益税が免除されない所得の形成に資すること。

b. 税金の確定

税率は税引前利益の 30%と定められている。税引前利益のうち、1,000CFA フラン未満の端数は切り捨てる。

2. 非営利事業収益に対する税金

非営利的利益 (BNC) は、個人またはパートナーとして非営利的な職業活動を行う者に適用される所得税の対象となる所得の分類である。BNC は課税所得の一部になる。

a. BNC として課税される利益

非営利的利益（BNC）に対する課税は、以下の所得について適用される。

- ・自由業、ビジネスおよび事務所から得られる利益で、その主体が必ずしも業者でないもの。
- ・自然人が投機的な不動産取引で得ることのできる利ざや。いずれにせよ、このような取引で発生したキャピタルゲイン税は所得税から控除され、繰り延べや還付を受けることはできない。
- ・すべての職業、営利業務、特に証券や会社の権利の売却によるキャピタルゲイン、定期的または投機的に行われる株式市場取引など、他の利益や所得の分類に属さない利益源からの所得。ただし、セネガル国営宝くじおよびその他の公認宝くじの賞金は除く。

b. 税引前利益の算定

税引前利益は、総収入が営業活動に必要な経費を超過した部分で算定する。この利益には、営業活動に投入された資産の実現、または事務所やビジネスの譲渡から生じる利益または損失が含まれる。CGI 2022 の 157 条を参照。控除対象となる費用には、以下のようなものがある。

- ・事業所の賃貸料
- ・工業および商業利益に適用される規則に基づく減価償却費
- ・財務大臣の命令により総収益の 1,000 分の 5(0.5%)を上限と定める慈善、教育、科学または家庭的性格を持ち公共的有用性を有すると認められる、公益的な事業または団体に対する支払い
- ・所得税、従業員源泉徴収税およびその他税金を除く、その年度に賦課された納税者の事業税
- ・人件費

ある年度において、控除対象経費が収入を上回った場合、その超過額は 3 年目まで翌年度の利益に繰り越されることに留意する必要がある。

c. BNC 源泉徴収税

国際条約の規定に従い、一般租税法第 202 条は、セネガルに事業所を持たないサービス提供者および特定の職業に従事する者に支払われる報酬の非営利的利益に対する源泉徴収を個人および法人に義務付けている。

源泉徴収率は、個人や企業に支払われる課税対象額の純額の 25% である。この純額は、総収入に 20% の控除を適用して算出される。このため、上述の報酬には 20% の税率が適

用されることになる。

d. 申告

工業および商業利益税の納税者は、遅くとも毎年4月30日までに、以下を記載した申告書を税務担当官に提出することが義務付けられている。

- ・総売上高の金額
- ・営業費用の明細
- ・貸借対照表および損益計算書
- ・公共または民間企業または団体のために有償で提供する通常のサービス
- ・正社員または派遣社員もしくは契約社員の人数と立場、および彼らに支払われる給与とその他の報酬の総額
- ・業務用または自家用自動車の保有台数および馬力
- ・業務用および私用の賃借料の金額
- ・営業ライセンス番号と営業税額

3. 特定持株会社制度

一般租税法第23条は、セネガル法に基づく持ち株会社に適用される優遇税制を定めている。この優遇税制の適用を受けるには、持ち株会社の国籍と法的形態、株式の形態、事業活動の内容に関する条件に合致しなければならない。優遇税制は、会社やその他の法人の利益に対する税金にも適用される。

i. 会社に関する要件

セネガル法に基づき、有限会社または株式会社として設立され、固定資産の3分の2以上を保有する持ち株会社が、少なくとも10%の株式を保有している場合、持ち株会社に対する優遇税制の適用が認められる。

ii. 有価証券に関する要件

- ・持ち株会社が保有する株式または持ち分証券は、発行会社の資本金の10%以上を占めていなければならない。
- ・株式、持ち分証券は、発行時に引き受けまたは割り当てられ、会社名義で登録されているか、または会社が少なくとも2年間連続して記名式で保管することを約束しなければならない。

iii. 業務内容に関する要件

持ち株会社は、以下の業務を行うことはできない。

- ・グループ会社の経営、管理、コーディネーションおよびコントロールの機能に相当する業務を行うこと。
- ・グループの利益のみを目的とした研究開発活動を行うこと。
- ・グループの財務管理を行うこと。

iv. 優遇措置の付与

持ち株会社には、子会社の資本金に対する持ち株会社の総売上高から、費用および経費に見合う額を控除した金額に対する軽減税率の適用がある。この金額は、各課税期間において、当該期間中に持ち株会社が負担したあらゆる種類の費用および経費の合計額を超えることはなく、持ち株会社の総売上高の5%に一律に設定されている。

4. 所得税

a. 課税所得

課税所得には、公的および私的な各種報酬、あらゆる種類の手当や賞与、俸給、金銭または現物による賃金および特典が含まれる。年金や終身年金も給与税の対象であることに留意すること。CGI 第 164 条を参照。セネガルでは給料・俸給は課税対象になる。

- ・給与を得る活動がセネガル国外で行われ、雇用主がセネガル国外で居住または設立されていても、受益者がセネガルに居住している場合。海外で働くセネガル国籍の国家公務員はセネガルに居住しているとみなされる。
- ・受益者がセネガル国外に居住している場合、雇用主がセネガルに居住または拠点を置いていること、または給与支給行為がセネガルで行われていることを条件とする

b. 非課税所得

以下のものは非課税対象になる。(CGI 第 167 条)

- ・外国籍の外交官および領事が、その代表する国がセネガルの外交官に同様の便宜を与え、その給与の受給者がセネガル国籍でない限り、その職務行使のために支払う給与。
- ・家族手当、家族扶助手当、給与の補填、手当または年金で、現行の法律に従って計算され、家庭環境または支出を考慮して支給されるもの。
- ・会計上の妥当性を前提とした、職務または雇用に伴う費用の還付を目的にした特別手当および補助金。

- ・財務大臣が定める範囲内で固定費の還付を目的とした特別手当およびボーナス。
- ・退職金、法定退職金、および労働法に基づき算定された死亡手当。
- ・1919年3月31日の法律に基づきフランス共和国が支給する年金で、同法第50条第2項にいう混合年金のうち勤続年数に対応する部分を除くもの。
- ・1919年6月24日の法律に基づき、フランス共和国が戦争の民間人犠牲者またはその扶養家族に支給する年金。
- ・上記6および7で言及されたものと同一の性質の年金で、ほかの戦争犠牲者に支払われ、かつ、混合年金に関して上記6で規定されたものと同一の規定が適用されるもの。
- ・労働災害の被災者に支給される終身年金と一時補償金。
- ・人身傷害により、被災者が通常的生活行為を行うために第三者の援助を必要とするほどの生涯全機能障害となった場合に、裁判所の賠償命令に基づいて損害賠償の代わりに支払われる終身年金。
- ・退役軍人年金
- ・企業の経営計画や事業再編に伴い、交渉により退職した場合に支払われる補償金。
- ・第9条1項のb) および第9条6項により控除が認められる金額の範囲内で会社が支払う追加負担金または支払金および保険料。
- ・財務大臣が承認した投資信託またはその他の集団投資の運用に伴い、有価証券の売却により実現したキャピタルゲイン。
- ・給与総額の10%を超えない範囲での健康保険料。

c. 課税ベース

課税基準は課税所得に対してであり、給与所得から以下のものを差し引いて算出する。

- ・10%の特別控除は、外交・領事代表部に勤務する政府職員と、役務として税金の計算を行う付属部署に勤務する政府職員にのみ適用される。CFA フラン圏外の国にある外交・領事代表部およびその付属部署に勤務する政府職員には、特別控除が20%に引き上げられる。
- ・年金を構成するための義務として納付した保険料および職務上または雇用に伴う費用について、その額が90万CFAフランを超えない範囲で一律30%の控除を行う。年金および終身年金に関しては、上記の30%の控除は適用されない。
- ・財務大臣の命令で定める範囲内の移動手当。

d. 税金の算出

税額の計算の基礎となるのは課税所得であり、以下の累進課税が適用される。

区分	税率
0 ～ 630 000	0%
630,001 ～ 1,500,000	20%
1,500,001 ～ 4,000,000	30%
4,000,001 ～ 8,000,000	35%
8,000,001 ～ 13,500,000	37%
13,500,001 ～ 50,000,000	40%
+50,000,000	43%

上表の課税額に対して、納税者の家族除数に応じて家計負担軽減措置が適用され、以下の表に基づき税率、最低額、最高額が算定される。

家族除数(N)	税率	最低	最高
1	0%	0	0
1.5	10%	100,000	300,000
2	15%	200,000	650,000
2.5	20%	300,000	1,100,000
3	25%	400,000	1,650,000
3.5	30%	500,000	2,030,000
4	35%	600,000	2,490,000
4.5	40%	700,000	2,755,000
5	45%	800,000	3,180,000

家計負担軽減措置の適用に際して加味される家族除数は、以下のよう定められている。

家族の状況	家族除数
独身、離婚、または寡婦／寡夫で扶養家族がない	1
既婚で扶養家族がない	1.5
独身または離婚、扶養している子1人	1.5
既婚または寡婦／寡夫で扶養している子1人	2
独身または離婚、扶養している子2人	2
既婚または寡婦／寡夫で扶養している子2人	2.5
独身または離婚、扶養している子3人	2.5
既婚または寡婦／寡夫で扶養している子3人	3
独身または離婚、扶養している子4人	3

このように、扶養家族が1人増えるごとに納税者負担の家族除数は0.5ずつ増えていく。扶養している子一人につき、所得がある親一人に対し半分の家族除数を平等に与える。

e. 税金の申告と納付

給与所得者がセネガルに居住しているか否かを問わず、所得税は源泉徴収税であるため、その徴収は支払時に国庫に代わって控除することにより徴収される。ただし、セネガル国外に居住する雇用主の代理として、セネガルに居住する者に給与、賃金、報酬、現物給付を支払うセネガル国内の法人は、当該金額に対する税金を自ら計算し、居住地の税務署に納付する義務がある。

ある月に支払ったものに関する控除は、翌月の初めの15日以内に雇用主が管轄の税務署の出納係に支払わなければならない。ただし、実質簡素化制度または単一包括税の対象となる納税者の場合、1月、4月、7月、10月の最初の15日間に過去四半期分を納付する。

f. 支払給与および報酬の年次報告書

受益者に課税対象額を支払う自然人または法人は、国庫に代わって源泉徴収する義務がある。受益者に課税対象額を支払う自然人または法人は、各受益者について、その帳簿、ファイル、または給与支払の記録を目的とするその他の文書に、あるいはそうでない場合は特別な帳簿に、控除した日付、種類、金額、第186条に定める申告の参照先を記載しなければならない。

支払および控除が記録された書類は、控除が行われた年の翌年から11年目の年末まで保管しなければならない。これらの書類は、常に、一般租税法第666条が定める制裁の罰則のもとで、本人の要求に応じて、税務調査を担当職員に通知しなければならない。

5. 固定資産

i. 不動産税

●不動産所得税

- 適用範囲

不動産所得に対する税金は、以下のようなものに課税される。

- ・家屋や工場などの建築物から得られる所得と土地に永続的に付属するまたは建物の一部を構成する特別な基礎の上にある工業施設の設備から得られる所得、および建

物と一体化したすべての商業施設や工業施設から得られる所得

- ・採石場、鉱山、池、塩田、塩湿地など、あらゆる種類の非建築不動産からの所得
- ・広告掲示権、採石権、土壌使用料、または所有権もしくは用益権に由来するその他類似の使用料の賃貸料からの付帯所得。

これらの所得は、工業や商業などの事業の利益に含まれない場合、不動産所得税の課税対象になる。純不動産所得は、受取総所得金額と課税年度の前年度に支払った総不動産費用との差額に相当する。

課税所得の算出にあたり控除される不動産の費用は以下のとおりである。

- ・管理費や警備および管理人の報酬など、所有者が実際に負担した費用
- ・不動産の取得、建設、維持または修繕のために負担した債務の利息
- ・維持修繕費、管理費、保険料、減価償却費を総所得の 30% から一律に控除
- ・既建築不動産税または非建築不動産税

赤字の場合、翌年以降 3 年目までの課税不動産所得税に繰り越すことができる。

●申告義務

- ・納税者は、毎年 4 月 30 日までに、前年の課税所得を所定の所得申告書で申告する義務がある。この申告書は公開されており、納税者またはその代理人が署名しなければならない。
- ・不動産会社の経営者は、毎年 4 月 30 日までに、前年度の所得を本社所在地の税務署に報告することが義務づけられている。本社が海外にある場合は、物件所在地の税務署に物件を記載した明細書を提出しなければならない。

一般租税法第 51 条で規定している不動産会社の共同経営者は、ほかの納税者と同じ条件と期間内に課税不動産所得の持分を個人で申告しなければならない。

所得税率は 0% から 40% の範囲となっているが、新財政法 LFR 2022 では、上限が 43% に引き上げられる予定である。

●総合不動産税 (CGF) は、以下の税金を含む総合課税である。

- ・不動産所得税
- ・最低税率課税
- ・既建築不動産税
- ・雇用主定額賦課金

CGF は、自然人および不動産会社の共同経営者である自然人が支払うべき税金で、年間総賃貸料が 3,000 万 CFA フランを超えない。CGF の計算方法は以下のとおりである。

- ・年間総所得が 100～1200 万の場合、納税額は受取家賃の 1 カ月分に相当する。
- ・年間総所得が 1,200 万以上 1,800 万未満の場合、納税額は受取家賃の 1.5 カ月分に相当する。
- ・年間総所得が 1,800 万以上場合、納税額は受取家賃の 2 カ月分に相当する。

一般租税法(CGI)第 78 条の規定に基づいている。なお、CGF は法人には適用されない。年間賃貸料が 3,000 万を超えない自然人および不動産会社のみが CGF の対象として選択することができる。CGF は、負担の少ない税金で処理が簡素化されており、不動産所有者に推奨できる。

●既建築不動産税(CFPB)

一既建築不動産税(以下、「CFPB」)は、家屋、製造所、工場など、一般に石造、鉄骨、木造で永続的に地盤に固定されているすべての建築物などの不動産に対して課される税金である。一般租税法では、CFPB の免税措置が複数規定されているが、本調査では、最も関連性の高いものを抽出した。従って、以下のものは CFPB の適用除外となる。

- ・所有者自身が主たる住居として使用する建物で、賃貸価格が 150 万 CFA フランを超えないもの。この免税措置は、1 棟の建物に対してのみ適用される。
- ・課税年度の 1 月 1 日に年金受給者が主たる住居として使用している建物で、前年の課税所得が 180 万 CFA フランを超えない場合。この免税措置は、1 棟の建物に対してのみ適用される。
- ・地域経済貢献の義務を負う企業の貸借対照表の資産に含まれる商業・工業用施設および・設備。(現在採択されている LFR2022 では、免税措置の適用を受けるために実質的に課税対象資産であることが要求されている)。

なお、新築、改築、増築の建物については、完成後 6 年目からはじめて土地税が課される。

課税標準と税率：既建築不動産税の税率は、賃貸価格の 5%に定められている。

賃貸価格は、地籍法に基づき決定される。この場合、賃料が定期的に記録されている物件や周知の物件との比較により評価される。企業の貸借対照表の資産に計上されている商業用または工業用施設および設備の賃貸料は、土地および建築に付随する備品を含め、当該施設の原価の 7%に相当する。

●非建築不動産税(CPNB)

非建築不動産税は、登記済であるか否かにかかわらず、地方自治体、都市計画グループ、区画されたセンター、財務大臣の命令により指定されたセンターの周囲にあり、明確に免税措置の対象でない地盤に固着していない建物が建っている土地に課税される。

工事中の土地も、着工した年の翌年から3年目に工事が完了しない場合は課税対象となる。

課税標準と税率：

非建築不動産税は、その課税年度の1月1日時点の時価に基づいて課税される。この時価評価額は地籍法に基づいて決定される。非建築不動産税の税率は、時価評価額の5%に定められている。

免税措置：

一般租税法では、CFPNBの免税措置が複数規定されているが、本調査では、最も関連性の高いものを抽出した。例えば、頑丈で住宅用に建てられた建物の直下の地盤である土地は、CFPNBの適用除外になる。

●不動産付加税

不動産付加税は、ダカール地方のコミューンおよび地方の主要都市のコミューンにおいて、未開発の土地や十分に開発されていない土地に適用される。このような土地は、その土地に建てられた建造物の時価が、その土地自体の時価より低い土地である。

免税関連：所有者が不可抗力の状況により、一時的に権利を剥奪された土地。

課税標準と税率：

税率は、同一地方に所在する課税対象または非課税の未建築または不十分な建築物の土地の時価総額によって決定され、以下の基準に基づいて算出される。

ダカール地方のコミューン：

- ・1,000,000～10,000,000CFA フランまでの範囲内であれば1%
- ・10,000,001～20,000,000 フ CFA ランまでの範囲内であれば2%
- ・20,000,000 CFA フランを超える場合は3%

サンルイ：

- ・1,000,000～4,000,000CFA フランまでの範囲内であれば1%
- ・4,000,001～10,000,000CFA フランまでの範囲であれば2%
- ・10,000,000CFA フランを超える場合は3%

ディウルベル、カオラック、ルーガ、ティエス、ジゲンシヨール：

- ・1,000,000～3,000,000 フ CFA ランまでの範囲内であれば1%
- ・3,000,001～5,000,000CFA フランまでの範囲内であれば2%

- ・ 5,000,000CFA フランを超える場合は 3%

ファティック、コルダ、タンバクンダ、マタム、セディウ、ケドゥグ、カフリヌ：

- ・ 500,000～2,000,000CFA フランまでの範囲内であれば 1%
- ・ 2,000,001～4,000,000CFA フランの範囲内であれば 2%
- ・ 4,000,000CFA フランを超える場合は 3%

ii. その他の不動産税

●家庭ごみ収集税（以下、「TEOM」）

TEOM は、1900 年 12 月 31 日の法律により、フランスで初めて導入された。セネガルの法律は、このフランスの法律に触発され、1966 年のセネガル共同体行政法典の第 156 条において、TEOM を規定している。

TEOM の適用範囲：

TEOM は、建築物に対する不動産税または一時的に不動産税が免除されたすべての物件に適用される。TEOM は以下についても課税対象になる。

- ・ 軍事、医療、文化、教育のために使用される建物を除く、家庭ごみ収集サービスが運営されている国、地方自治体または市町村の中または市町村の一部にある公的施設に属する建造物。
- ・ 不動産税が恒久的に免除されている建物で、家庭ごみ収集サービスが実施される市町村に所在する建物に居住する人々。

税額または計算根拠：不動産税の基礎となる建物の賃貸価格に応じて税額が算出される。税額の上限は以下のように設定されている。

- ・ ダカールコミューンは 3.6%
- ・ セネガルのその他のコミューンは 3%

6. 特別制度

a. 鉱業法制度

適用範囲

2003 年 11 月 24 日付法律第 2003-36 号（2016 年改正）の鉱業法は、セネガル共和国の領土において、液体または気体の炭化水素と地下水を除く、鉱物資源の探鉱、調査、開発の実施に際して適用される。

b. 採鉱投資に対する優遇措置

採鉱調査および鉱山に対する投資を促進するため、国は投資家に対して一定の税金を免除している。

採鉱調査段階：採鉱調査段階では、下記を除くすべての関税と税金（付加価値税とセネガル荷役評議会の賦課金（COSEC））が免除されるなどの免除措置が適用される。

- ・人および物品を輸送するために使用される車両で、以下のものを除く。
- ・鉱業製品
- ・セネガル国内で同等品が見つかるか、または外国産の同等品と同程度の価格・品質・保証等の条件で調達できる材料・機器
- ・家具またはその他の生活用品

下請け会社は、そのサービスの履行に必要な関税や税金が免除される。

c. 鉱業活動に適用される税金

・ 鉱業ロイヤリティ

生産物分与契約の対象となるすべての鉱業活動、鉱業法の規定に従って許可されたすべての鉱物の採掘活動は、市場化された製品の市場価値を基礎とする鉱業ロイヤリティを四半期ごとに支払うことが義務付けられている。

・ 地表ロイヤリティ

鉱業権の保有者は、年間地表使用料の支払いの対象となり、その額は以下のように定められている。

※探鉱許可証、交付時および各更新時：

最初の有効期間：5,000CFA フラン/平方キロメートル/年

第1回目の更新：6,500CFA フラン/平方キロメートル/年

第2回目の更新：8,000CFA フラン/平方キロメートル/年

※採掘許可証、発行時および各更新時：25万 CFA/平方キロメートル/年

※小規模採掘許可証：発行時および各更新時：5万 CFA フラン/ヘクタール/年

※恒久的な採石許可証：発行時および各更新時：5万 CFA フラン/ヘクタール/年

※半機械化採掘許可証：交付時および各更新時：5万 CFA フラン/ヘクタール/年

7. 地域経済貢献税（以下、「パテント」）

地域経済貢献税の適用範囲

2018年3月30日の法律2018-10により、一般租税法（CGI）の一部の条項が改正され、地方税に大幅な見直しが行われた。パテントが廃止され、以後、納税者である自然人または法人は、2種類の地域経済貢献税（以下、「CEL」）を支払わなければならなくなった。

- ・ CEL-VL と呼ばれる職業のために使用する施設の賃貸料に基づく負担金
- ・ CEL-VA と呼ばれる会社が生み出す付加価値に基づく負担金

課税年度の1月1日現在で、地域経済貢献の対象となる活動を行っている企業は、課税年度の前年度に発生した付加価値額が対象になる。2008年9月3日付の地方分権金融システムの規制に関する法律第2008-47号の適用を受ける企業は、付加価値税が免除される。

*売上高税

CEL-VA の額 = 課税対象付加価値の1%。ただし、付加価値貢献税は、適用年度の前年度売上高の0.15%に相当する最低額を下回ってはならない。この税率は、利益率の低い部門や価格が統制されている部門の納税者については、売上高の0.075%まで引き下げられる。

*賃貸価値税

無償の賃貸物件または占有物件に適用される税率は15%に定められている。納税者の貸借対照表の資産に含まれる建物、土地、設備については、税率は20%に定められている。

CEL-VL は課税年度の1月31日までに申告する。CEL VA は遅くとも課税年度の4月30日に申告する。*CGI 第341条参照。*

8. 付加価値税

セネガルでは、課税対象者が対価を得るために行う、物品の販売やサービスの提供および輸入が付加価値税の対象になる。物品の販売については、原則は「課税地」である。課税地は、販売の時点で物品が所在する場所である。物品の出荷または輸送の場合、物品の販売の課税地は、買い手への発送または輸送の出発時に物品が所在する場所になる。ただし、セネガルに輸入された物品は、セネガルで課税される。

サービスの提供に関しては、サービスがセネガルで利用される場合、またはサービスの提供を受ける者がセネガルに所在する場合、課税地はセネガルになる。

特定の取引は、税制上の規定により、明示的に付加価値税が免除されることがある。

例：通関保留措置がとられた貨物の輸入、および通関手続き中の物品に関するサービスの提供。

通関保留制度：

投資コード適格企業は、投資期間中、通関保留制度下にあるとみなされる。(第 352 条参照)。

a. 課税対象者

経済活動を単独で行う者は、その場所や経済活動にかかわらず、またその目的や結果にかかわらず、付加価値税の課税対象者になる。(第 352 条参照)

b. 領域制度

課税対象取引の判断には、課税対象取引とみなされる取引を把握するための空間的枠組みとして、領域という概念を用いる。課税領域の限界は、陸地の境界線と領海によって設定されている。他国で定義された課税基準を満たす取引は、これらの地理的境界内で実施された場合、課税対象となる。しかし、物品の販売とサービスの提供を目的とした取引は区別する必要がある。

*物品販売

物品が上記で定義された地理的範囲内で買い手に販売される、つまり実質的に受け渡しが行われる場合、領域規制により課税対象であるとみなされる。従って、輸入品と同様に国内での商品購入もセネガルでの課税対象になる。

物品の受渡場所は、物品が買い手に向けて発送または輸送された時点においてセネガル国内にある場合、セネガル国内とみなされる。従って、輸出はセネガルで課税される。

例外：

ガス、電気、熱、冷媒、またはそれに類似するものの供給：これらの物品がセネガルで販売される場合、課税地はセネガルとなる。

サプライヤーまたはその代理人によって設置または組み立てられた物品：

これらの物品の課税地は、設置または組み立てが実施された場所になる。設置がサプライヤーまたはその代理人、すなわち顧客によって行われない場合、その作業は、受け渡し時の物品の所在地の原則に従うことに留意すること。

＊サービス提供およびそれに類する業務

物品販売以外の取引に対する課税を判断する基本原則は、サービス提供、権利の譲渡、物品のレンタルなどを使用または利用する場所に基づいて定められる。

従って、付加価値税の領域性の原則は、次の二つの基準に基づいている。

- ・顧客の所在地、すなわち、顧客が事業拠点または恒久的施設を有する場所、または、それに該当しない場合は、住所または常居所がある場所。顧客とは、サービスを提供される側の人を指す。顧客は受益者と異なる場合があることに留意すること。
- ・サービス提供の課税地は、サービスがセネガルで使用される場合、セネガル国内となる。

例外：

不動産関連サービス：

不動産関連サービスの課税地は、不動産が所在する場所となる。

セネガルで実質的に提供されたサービス：

文化、芸術、スポーツ、科学、教育、娯楽または同様の活動に直接関連するサービスの課税地は、これらの活動またはイベントが実際に行われた場所となる。

交通手段のレンタル：

30日またはそれ以内の期間の交通手段のレンタルの課税地は、交通手段が実際に賃借人に提供された場所となる。(CGI 256, 257, 258, 259 条参照)。

＊立証責任の概念：CGI 第 360 条に基づき、セネガルに拠点を置く課税対象者が、自らが行った物品販売およびサービスの提供に対する課税地がセネガル国外であることを証明できない場合、これらの物品販売およびサービスの提供に対する課税地はセネガル国内であるものとみなされる。

c. 税率

認定観光宿泊施設が提供する宿泊およびケータリングサービスには、標準税率 18%および軽減税率 10%が適用される。

d. 請求権の発生と請求

- ・販売、不動産業、請負業の場合、請求権は商品または仕事の受け渡しの際に生じる。
- ・サービスの提供の場合、請求権は、そのサービスを履行する際に発生する。輸入の場合、請求権は消費に供される際に発生する。
- ・物品およびサービスの提供の場合、付加価値税の納付は、請求権発生の翌月になる。付加価値税は、遅くともその月の 15 日までに支払わなければならない。
- ・輸入品の場合、付加価値税は税関の通関手続きを行う際に納付する。

e. 控除規則

課税対象者は、通常の事業目的にのみ使用するために取得し、実際に課税、免除または免税にされた付加価値税の課税対象取引に使用した物品およびサービスに対して発生した付加価値税または金融活動税を納付すべき付加価値税額から控除する権利を有している。

控除の権利は、付加価値税を支払ったサプライヤー、サービス提供者または顧客から控除すべき税額が発生した時点で生ずる。控除可能な税金は以下のとおりである。

- ・ほかの課税対象者が販売した物品および提供したサービスに課せられる税金
- ・セネガルに輸入された物品に課せられる税金

控除は、課税対象者が自己の責任において行う。控除には以下の方法がある。

- ・同月内の付加価値税対象取引にかかわる納付税額から 控除する方法。
- ・控除額を繰り越し、翌月分の付加価値税から控除する方法と、控除額が消滅するまで繰り越す方法があるが、2 年間を超えることはできない。

f. 税金の還付

3 カ月以上 2 年以内の付加価値税控除を受けた課税対象者は、管轄のセンターへ手紙を

送るか、remboursement.tvadgid.sn のアドレスへ電子メールを送信するか、この目的のために設置されたプラットフォームで直接還付を請求することができる。なお、この期間は、国との契約または類似の契約を締結している輸出企業、案件を実施している企業、公的機関、海外からの援助や融資を受けている国営企業については、1 カ月間とする。

申請には以下が必要である。

- ① 課税対象者の活動の概要と情報請求可能な電子メールアドレスの明記
- ② 還付請求の対象となる債権の理由
- ③ CGI 第 392 条の規定による計算書および明細書
- ④ 控除の対象となる免税または免除された売上高の証明書類のコピー（電子ファイルで提出可能）

g. 納税義務者の義務

納税義務者は、課税対象となる物品販売またはサービスの提供を行う者である。輸入取引の場合、納税義務者は輸入申告書の中で輸入物品の実際の受取人として明記されている者である。ただし、物品の実際の受取人として指定された者がいない場合、納税義務者は実際に輸入を行った者になる。(CGI 445 条参照)。

・セネガルにおける身分証明

間接税の納税義務者は、セネガルにおいて企業・団体識別番号 (NINEA) により本人確認を行う必要がある。

・請求

- ✓すべての課税対象者は、その者の行う取引について、本条第 5 項の規定に基づき請求書を発行しなければならない。
- ✓セネガルに拠点を置く課税対象者は、自らに発行された請求書が本条に適合していることを確認しなければならない。
- ✓請求書は、遅くとも受け渡しまたはサービス提供の完了時に発行されるものとする。請求書原本を修正する場合、参照として請求書原本の記載事項を明記しなければならない。請求書原本の修正文書は請求書としてみなされ、本条第 5 項で規定されたすべての必須事項を含んでいなければならない。
- ✓課税対象者の請求書には、以下の内容を別途記載しなければならない。
 - ・時系列に基づく連続した固有の番号
 - ・当該取引について納付すべき売上税（税率を含む）
 - ・当該取引について納付すべき特定の税がある場合は、その税率を表示したもの

- ・最終税込価格(TTC)

- ・課税対象者の正確な名称と住所、および企業・団体識別番号（NINEA）の表示。
免税の場合、または顧客が付加価値税の納税義務者である場合、または課税対象者がマージン制度を適用する場合、当該取引が 付加価値税アカウント方式またはマージン方式の免税対象であることを示す本法律の関連条項を参照として記載する。

9. 銀行業務に対する課税

金融業務に対する課税（以下、「TAF」）は、金融取引における付加価値税に相当するものである。TAF は、与信、融資、前払い、署名による誓約書、郵便為替を除く送金（セネガルからの送金）の手数料および利息を含むセネガルで行われる金融業務に係るすべての報酬に適用される。

a. 課税対象業務

課税対象額は、付加価値税を除く報酬の総額である。TAF の対象となるのは以下のとおりである。

- ・セネガルで認可された銀行および金融機関
- ・金融仲介業を営む自然人または法人
- ・金融仲介業者
- ・送金業務を営む自然人または法人
- ・外国為替取引業者

後者は、個々の業務について TAF の徴収を義務づけられた実質的な納税者である。付加価値税の課税対象となる取引は、TAF の課税対象外である。

b. 領域性

セネガルで認可を受けたすべての金融機関が TAF の適用対象となる。

c. TAF の税率

標準税率は 17% で、輸出販売に係る資金調達取引は 7% である。

10. 登記税

登記税は、書面であるか否かを問わず、特定の法律行為および事実に対して、その形態または定款の内容に従って、その有効性またはその後の取消または失効事由に関係なく、本法律で定める場合を除き課税される。

登記税は定率または変動税率とすることができ、変動税徴収の場合、1,000CFA フラン未満の端数は切り捨てる。

a. 賃貸登記

二国間租税条約がない限り、セネガルに所在する不動産の賃貸収入は、不動産所得として課税対象になる。

不動産（家屋など）の賃貸借契約は、契約締結後 1 カ月以内に税務署に登記しなければならない。この期間を過ぎると、通常の手続きの際に納付する登記税に法定罰則金 25%が上乗せされる。賃貸借契約は、3 部作成しなければならない。

賃貸人、賃借人、またはその代理人は、誰でも登記手続きを行うことができる。

i. 税務コスト

賃貸借契約の登記には、以下の費用がかかる。

- ・ 1 枚につき 2,000CFA フランの印紙税
- ・ 一生賃貸または無期限賃貸の場合、賃貸料の 5%の登記料
- ・ 期間限定の賃貸の場合、付加価値税を除く賃貸料の 2%の登記料(CGI 第 472-IV-6 条)

1 年未満で更新のない賃貸建物の場合、登記税は賃貸期間に応じて課税される。3 年を超える賃貸期間の場合、登記税額は賃貸期間中の 3 年の範囲内で自動的に分割される（3 年の端数が生じる毎に課税される）(CGI 第 510 条 I および II a)。

合意更新または法定更新により賃貸借契約が延長された場合、契約内容に応じて 3 年または 1 年の期間について課税される。

従って、登記税がもともと支払われている賃貸借契約を法定更新により延長した場合にも、登記税が課される。

ii. 税金の支払い

各支払いは、該当する期間に定められた賃料および費用に対する義務である。賃貸の最初の期間における税金は、登記または申告を行ったときにのみ支払われる。

b. 事業譲渡の登記

一般租税法の一部規定を改正する 2015 年 3 月 23 日付法律第 2015-06 号以降、不動産または不動産権利、事業または営業権に関する有価物の譲渡、賃貸権の譲渡は、税率 5% で登記される。登記費用は買い主が負担する。

c. 会社業務に関連する行為の登録

会社という法人に特有の法的取引に対する課税と、会社存続の各時点（設立、変更、解散、分割）に対する課税がある。

会社は、契約によって財産または事業を共有することに同意した 1 人または複数の人によって設立され、その結果生じる利益を共有すること、または経済から利益を得ることを目的としている。適正に設立された会社は、共同経営者とは異なる法人格を有する。

会社の設立は、共同経営者の資産とは別の資産をこの法人に移転することを意味し、登記費用の根拠となるのは、これらの資産の出資である。会社法では、3 種類の出資がある。

- ・会社の権利と交換に、パートナーから会社のリスクに応じて行われる無償の出資
- ・会社のリスクの対象とならない同等のもので報酬を得る対価としての出資
- ・一部を無償で出資し、残りを対価として出資する混合出資

無償の出資と有償の出資の区別は、納付すべき税金の性質と金額がこの区別によって決まるため、極めて重要である。

i. 資本税

会社はその存続の節目において登記義務を負う。特に次のような場合である。

- ・会社の設立
- ・定款の変更（資本金の増減、法人形態の変更、合併、分割など）
- ・解散・存続期間の延長時

税法上、会社の設立や増資には、3 種類の出資方法がある。

※無償出資

無償出資の観点からの会社設立証書の登記が、普通資本税と不動産割増税の検討に通じる。無償出資は、証書を登記に供する際に支払われる。

- ・通常の資本税(DAO)

株式資本の額、またはアパートに分割された動産を共有する法令に準拠した建築協会に

かかわるかどうかに応じて、通常の比例資本税または固定資本税を課す。

・比例資本税

一般租税法第 470 条は、資本金が 1 億 CFA フランを超える場合、負債控除後の動産出資額に対して 1%の関税を課すことを定めている。

・1 万 CFA フランの固定資本税

資本金が 1 億 CFA フラン同等かそれ以下の場合、設立時に 1 万 CFA フランの固定資本税が課される。

・5,000CFA フランの固定資本税

5,000CFA フランの定率での登録は、アパートに分割された建物の共同所有権に関する法令に基づく建築協会の設立証書で、パートナーまたはその他の人の間で動産または不動産の譲渡を伴わないもののみ適用される。

・不動産の割増税

不動産割増税は、不動産出資にのみ適用される。不動産の資本価値に対する登記税は 2%である。不動産割増税は、受益企業が不動産を最低 10 年間貸借対照表に計上することを書面で約束した場合、1%に軽減される。この誓約書は、所定の様式に従って提出された証書に添付しなければならない。

※有償出資

対価を伴う出資は、販売として評価され課税される。その理由は、出資の対価として、パートナーは会社の株式を受け取るのではなく、金銭を受け取るためである。また、会社は出資者の債務の返済や負債を引き受ける場合もある。

※混合出資

混合出資とは無償出資と有償出資を組み合わせたものである。出資は、一部無償、一部有償で行われる。

ii. 資本金の増額

増資は、新たな出資によって行うこともできるし、また、剰余金、利益、またはあらゆる種類の引当金を資本に組み入れることによって行うことができる。

※新株の発行による増資

新株の発行による増資は、会社設立に関する税制が適用される。この場合、無償出資有償出資は区別される。増資の目的が資本金を 1 億 CFA フラン以上に引き上げることでな

い場合、増資証書には課税されない。資本金1億CFAフラン以上の増資には、増資額に対して1%の比例税が課税される。従って、比例資本税は1億CFAフランを超える増資部分にのみ適用される。

資本税の発生事由は、現金増資の場合は引き受け・払い込みの宣言、現物増資の場合は出資を確認するための議事録の作成となる。全体として、新株の発行による増資は、あらゆる点で会社設立と類似している。

* 剰余金、利益、またはあらゆる種類の引当金による増資

剰余金、利益、引当金の資本組入がこれにあたる。このような増資は、実際には、ある勘定から別の勘定への単純な会計処理であるが、それでも組み入れた金額に対する資本税が課される。その運用は以下のように要約できる。

- ・ 剰余金、利益、引当金勘定から控除した金額をパートナーに分配する。
- ・ 増資額と同額をパートナーから社会基金に返還する。

原則として、資本税は利益剰余金や引当金からの控除により資本勘定に振り替えられたすべての金額に課税される。しかし、資本税を徴収するためには、資本会社とそれ以外の会社を根本的に区別する必要がある。CGIは、法人税の課税対象となる会社を設立するために制度化された法律である。この規定の対象となる会社は、株式会社(Société Anonyme (SA))、有限会社(Société A Responsabilité Limitée (SARL))、合名会社(Société à Nom Collectif (SNC))、合資会社(Société en Commandite Simple (SCS))、デファクトコーポレーション(Société de fait)、ジョイントベンチャー(Société en Participation)、財務的には透明性がありながら法人税制を選択した民間会社である。

このような会社による剰余金、利益、引当金の組み入れによる増資には、1%の比例税が課税される。ただし、法人税が課されていない利益、剰余金または引当金については、2%の税率で課税される。

* 投資優遇措置と特別スキーム

セネガルの税法は、投資にとって最適かつ魅力的な財政環境を確立することを目的として、多くの財政的優遇措置を導入している。従来、これらの優遇措置は、行政の承認を得ることを条件とした減免制度や特別制度に基づいていた。2012年に導入された改革により、既存の優遇措置の一部が一般租税法に移行し、優遇措置の汎用化が図られている。こうした背景から、一定の条件を満たした企業であれば、認可を受けずに税制上の優遇措置を享受できる共通優遇制度という考え方が生まれたのである。しかし、この改革は、特定の部門や投資に適用される優遇措置を完全に否定するものではなかった。このように、税制の基本である一般租税法に加え、税制上の優遇措置や特別制度も引き続き存在してい

る。

d. 一般租税法の優遇措置

一般租税法が規定する優遇措置の条件として、同法第 245 条以下は、活動部門を問わず、所得税の課税対象となる納税者が課税所得全体の全部または一部をセネガルで投資する場合、投資に対する減税を定めている。対象となる投資は、新規事業、既存事業の拡張プロジェクト、事業用地、新規動産、新規設備、無形資産の取得のための投資である。投資減税の適用を希望する納税者は、一定の条件を満たし、詳細な投資計画、投資計画の性質、重要性、金額の分析が可能な補足書類を作成し、税務総局長に提出する必要がある。

投資計画の一部または全部の承認を受けた納税者は、以下の特典を享受することができる。

- ・新規事業の場合、税引前利益の 50%を超えない範囲で投資額の 40%を控除。
- ・拡張プロジェクトの場合、税引前の 50%を超えない範囲で投資額の 30%を控除。
- ・新規または拡張事業がダカール以外の地域に所在する場合、控除限度額は税引前利益の 70%に引き上げられる。

2012 年 12 月 31 日付の改正一般租税法 2012-31 第 19 条により、固定資産の処分から生じるキャピタルゲインに適用される特例制度が導入された。同条に基づき、これらのキャピタルゲインは、一定の条件下で、それらが実現された会計年度の税引前利益に含まれないものとする。

まず、納税者は、取得したキャピタルゲインに原価を加算した金額を再投資する約束をしなければならない。固定資産とみなされるには、譲渡日の 5 年以上前から会社の資産に含まれている必要がある。従って、再投資のコミットメントの有効性を確保するためには、決算報告書に添付しなければならない。次に、再投資は金融資産以外の固定資産で、納税者が所有者となっているセネガルで設立された企業の利益のためのものでなければならない。具体的には、固定資産の直接購入や、セネガルで設立された企業への資本参加などが挙げられる。再投資に使用される資金は、過去に積み立てた利益または再投資期間中に得た利益のいずれかでなければならないことが明記されていること。

最後に、再投資はキャピタルゲインを獲得した会計年度末から 3 年以内に行わなければならない。法律で定められた期間（3 年）内に投資が行われなかった場合、キャピタルゲインはこの期間が満了する会計年度の税引前利益に加算される。

e. 投資法の特典

セネガルは、投資法に関する 2004 年 2 月 6 日付法律第 2004-06 号（2012 年 12 月 31 日付法律第 2012-32 号により改正）により制定された投資法を採択した。この条文では、新規事業の創出、雇用の創出、内陸部での事業の立ち上げ、既存事業の発展を視野に入れ、主要分野への投資を刺激するための具体的な優遇措置を定めている。

i. 共通条項

投資法第 2 条が定める分野の活動を行うすべての企業が、投資法の適用を受けることができる。投資基準の高い事業活動と低い事業活動を区別する必要がある。

✓ 1,500 万 CFA フランの基準額の対象となる事業

- ・ 第一次産業とそれに類似する活動：農業、漁業および畜産関連業、野菜・肉・海産物の加工・貯蔵・包装にかかわる事業、アグリフード
- ・ 社会部門：健康、教育、研修
- ・ サービス部門：産業機器の組み立て、メンテナンス、リモートサービス

✓ 1 億 CFA フランの基準額の対象となる事業

- ・ 生産または加工事業
- ・ 鉱物資源の採掘または選鉱処理
- ・ 観光、ゾーニング、観光産業、ホテル活動
- ・ 文化産業（書籍、レコード、映画、ドキュメンテーションセンター、オーディオビジュアル制作センターなど）
- ・ 港湾、鉄道、空港施設
- ・ 複合商業施設、工業団地、観光地区、サイバーヴィレッジ、工芸センターの建設
貿易や特定分野の事業は対象外としている。

ii. 投資申告制度

投資法に基づく認可を希望する企業や投資家は、国家大規模投資促進局（APIX）または当該目的のために指定されたその他の機関に認可申請書を提出しなければならない。申請書は詳細で、認可に必要な情報、特に投資家に関する正確な情報、投資計画（その内容、金額、契約条件など）を含んでいなければならない。

投資先が既存事業の開発に関する場合、認可申請書に証拠書類を添付し、6 カ月以内の納税証明書を提示しなければならない。

iii. 投資認可制度

認可発行機関は、投資家が提出した申請書を、申請書の提出日から 10 日以内に審査しなければならない。審査期間終了後に、いくつかの事例が発生する可能性がある。

- ・無回答：当該期間の終了後、APIX または所轄官庁から無回答の場合、認可されたものとみなす。この場合、認可申請書の受領が有効となり、認可したものとみなされる。
- ・却下の通知：却下の決定は文書で通知され、却下の理由を述べるとともに、申請書が当規定の特典を受けるための要件を満たしていないことを示さなければならない。
- ・認定通知書：認可された場合、その通知書は投資家宛に記名式で送付され、投資家に付与されるすべての優遇措置を明記しなければならない。税関や税制上の優遇措置は、事業実施と運用の段階において適用され、その形態は以下のとおりである。
- ・最初の 3 年間は、生産設備・資材に対する付加価値税の支払いが停止される。
- ・最初の 3 年間は、資本財と原材料の輸入税が免税になる。
- ・税額控除：投資後 5 年間は、税引前利益の 50% を上限に投資額の 40% の税額控除が受けられる（企業がダカール以外に所在する場合は、税引前利益の 70%）。
- ・5 年間の所得税免除（200 人以上の雇用が創出された場合、または創出された雇用の 90% がダカール以外の地域に所在する場合は 8 年間）。
- ・スペアパーツ、乗用車、商用車が認定された事業計画に含まれ、かつ政令で定められている場合は免税となる。
- ・200 人以上の雇用が創出された場合は 5 年間、または 90% の雇用がダカール圏外で創出された場合は 8 年間、雇用主が支払う定額負担金（CFCE）が免除される。

iv. 中小企業に対する特定措置

中小企業は、1,500 万 CFA フランの金額で、投資法の特典を享受することができる。同投資法の定めるところでは、中小企業とは、集約的に以下の条件を満たす企業として定義される。

- ・投資プログラムは、1,500 万 CFA フラン相当額以上、1 億 CFA フラン相当額以下とする。
- ・常勤の従業員数が 3 人以上 50 人以下であること。
- ・また、西アフリカの会計制度（SYSCOA）に準拠した会計システムを維持することを約束すること。
- ・中小企業は、1,500 万 CFA フランの金額で、投資法の特典を享受することができる。

v. 投資家に対する保証

投資法は、投資家に対する各種保証を定めており、特に以下の点が特徴として挙げられる。

- ・ 国有化、強制収用、接収に対する保護。
- ・ 外 貨 の 調 達 性：外貨建てでの支払いや資金調達に対する制限はない。
- ・ 資本金および報酬の送金：会社とその運営、資産の処分または清算から生じるあらゆる種類の収入または製品を送金・移転する権利。従業員は報酬の全部または一部を送金する権利を有する。
- ・ 原材料へのアクセス：国内全域で生産された原材料または半加工原材料を、国内法の規定に従って自由に入手することができる。
- ・ 平 等 な 待 遇：セネガル法に基づく権利と義務に関して平等な扱いを受ける権利を保証する。
- ・ 企業の権利と自由（自由経済、自由競争）

11. セネガルの関税制度

税関は、人身売買や組織犯罪との闘い、国際的に活動する企業への個別支援、輸出入貨物の管理など、さまざまな使命を担っている。セネガル税関の主要業務は物品の流通規制だが、西アフリカ共同体における新たな課題に対応するため、その任務を進化させ、多様化させることができるようになった。

a. 輸入制度

i. 共同体域内輸入

西アフリカ経済共同体(ECOWAS)の域内輸入は、ECOWAS が定める規則に準拠して行われる。経済共同体のほかの国からセネガルへの輸入を規定する国内文書に加え、各加盟国間の輸入を規定する共同体文書も存在する。この措置は、我々の経済圏における物と人の移動を可能とするだけでなく、円滑化するという ECOWAS の目標に沿ったものである。例えば、次のような規則がある。

- ・ 西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）の関税法に関する規則第 09/cm/UEMOA
- ・ TEC（西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)の対外共通関税）の NTS カテゴリーを構成する物品リストの定義に関する 2013 年 6 月 21 日付規則 C/REG.1/06/13
- ・ ECOWAS 内の物品関税の決定に関する 2013 年 6 月 21 日付規則 C/REG.2/06/13
- ・ 輸入検査プログラム（出荷前検査）PVI
- ・ ECOWAS 加盟国間の道路輸送の規制に関する 1982 年 5 月 29 日付協定/P2/5/82
- ・ ECOWAS 地域内の植物、動物、食品安全に関する構造的枠組みと運用規則の調和

ii. ECOWAS 域外からの輸入

ECOWAS 域外からの輸入は、国内のみならず国際的にも現行の規定に沿って管理されている。

国内レベルでは、セネガルの関税法が有効であり、その規則がセネガルの通関手続きに適用される。これらの条文に加え、輸出品目の場合にはその性質により、ほかの条文も適用される。

国際レベルでは、世界貿易機関（WTO）加盟国については、輸入製品の取引に関する WTO 規則が適用される。従って、海外からの輸入を最適にモニタリングするためには、これらの点を考慮に入れて、ECOWAS 圏外の輸入を適切に管理することが重要であると言える。

iii. 関税率

関税管理領域に出入する物品は、関税率に基づき輸出入税が課される。

●輸入税

輸入の際、通関料には、財政税と関税が含まれる。財政税は、通関料に定められた率で課税される。関税は、最低通関料または一般通関料に基づき課税される。一般通関料の関税は、最低通関料の関税の 3 倍である。

一般税率は、最低税率の適用を受けない物品に適用される。一定の物品には、一般関税と最低関税の間の中関税が適用されることがある。

特惠関税は、国際公約や特定の企業との協定の履行に際して、法律に基づいて付与されることがある。セネガル関税法第 4 条参照。

●輸出関税

輸出における関税は、財政上の輸出関税のみである。

●共通規定

高税率商品に関する関税法の規定は、最低輸入税率に記載された税および関税が、従価税の場合は 20%以上、特定関税の場合は価格の 20%以上を占める商品にのみ適用される。

関税法第 7 条は、関税率表に記載されている税金以外で、税関行政が清算責任を負う可能性のある税金は、関税事項と同様に清算・徴収されると規定している。

輸入品に適用される輸入税には、関税（DD）、統計税（RS）、西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）連帯税（PCS）があり、それぞれの税率は以下のとおりである。

税金・賦課金	適用対象	控除・免税	税率
関税 Droit de Douane (DD)	UEMOA および ECOWAS 以外の第 三国から輸入される すべての物品に適用 される。	UEMOA と ECOWAS 加盟国内 で 100% 調達した 製品。 UEMOA 優遇税制 適用工業製品。 ECOWAS 貿易自由 化スキーム適用工業 製品。	製品カテゴリーは 4 区分あり、関税率 は 0~20%。 カテゴリー 0 : 0% 医薬品、医療外科 機器、新聞用紙、 書籍、新聞、コンド ーム、車椅子、一部 の肥料などの必須 社会財。 カテゴリー 1 : 5% 生活必需品、基本的 な原材料、資本財、 特定投入資材。 カテゴリー 2 : 10% 中間投入資材と中間 製品。 カテゴリー 3 : 20% 最終消費財およびそ の他のカテゴリーに 含まれないすべての 製品。
統計税 Redevance Statistique (RS)	第三国から輸入さ れ、消費のために販 売される製品に適用 され、関税が免除さ れる製品も含まれ る。	外交官用貨物。 税または特定財源課 税の免除を条件とし て、海外パートナー からの融資により 輸入する物品。	定率 : 1%

税金・賦課金	適用対象	控除・免税	税率
西アフリカ経済通貨同盟(UEMOA)連帯税 Prélèvement Communautaire Solidarité (PCS)	<p> 第三国から輸入され、消費のために販売される物品に適用される。 </p> <p> 以下はこの賦課金の対象外： UEMOA 原産製品。加盟国で製造または調達した製品で、UEMOA 原産地に関する条件を満たさない製品。 </p> <p> 第三国を原産地とし、ある加盟国で消費のために国産化された製品が、別の加盟国へ再輸出された製品。 </p>	<p> 以下は PCS の対象外： 国または慈善団体への援助、贈与、助成金。通過貨物。 </p> <p> カテゴリー0： 0% (医薬品、医療機器、手術機器、新聞用紙、書籍、新聞、コンドーム、車椅子、特定の肥料などの必須社会財を含む外国のパートナーが供与する融資の枠内で調達し、税・特定財源課税を免除することが明示されている物品。石油製品。外交官用貨物。保税倉庫向けに申告された貨物。加盟国の原産で、同国に返送される物品。旧制度下で既に PCS を支払っている物品。 </p> <p> 1996年7月1日に施行された安定化税制の特典を受ける企業が輸入する物品。 </p>	定率：1%

税金・賦課金	適用対象	控除・免税	税率
西アフリカ諸国経済 共同体税 Prélèvement communautaire CEDEAO (PCC)	<p>第三国から輸入され、消費のために販売される物品に適用される。</p> <p>以下は PCC から除外： ECOWAS 原産地製： ECOWAS 加盟国で製造または取得された製品で、ECOWAS の原産地条件を満たしていない製品。</p> <p>第三国を原産地とし、ある加盟国での消費のために国産化された製品が、別の加盟国へ再輸出された場合。</p>	<p>PCC が免除される事例は、石油製品を除き、PCS に関する事例と同じである。</p> <p>ただし、セネガルは現在、石油製品を PCC の対象としていない。</p>	定率：0.5%
セネガル荷役評議会 Conseil Sénégalais des Chargeurs (COSEC)	海上輸送で輸入される貨物に適用される。	<p>以下の物品については免除：</p> <p>国に対する贈与および援助、医薬品、保健機関が輸入し、重大な風土病の撲滅を目的とした製品、バッタ対策などに特化した製品および資材。</p>	定率：0.4%

税金・賦課金	適用対象	控除・免税	税率
<p>変動型少額貨物 輸入税 Taxe Conjoncturelle à l'Importation (TCD)</p>	<p>TCI は、製品の CIF 価格が UEMOA 委員会の 定めるトリガー価格 (PD) を下回る場 合に適用される税金 で、原則として 6 カ 月ごとに調整が行わ れる。</p> <p>TCI が適用される場 合、TEC に基づい て課されるすべての 関税と税金は、トリ ガー価格から算出し た価値を基準とす る。(課税基準はも はや CIF 価格では なく、トリガー価格 である)。</p> <p>国内でも適用される 共同体メカニズムあ る。</p>	<p>UEMOA 原産製品</p>	<p>トリガー価格から算 出した価値の 10% とする。</p> <p>TCI 対象商品の例： トマト：964CFA フラン/キログラム 小麦粉：201.4CFA フラン/キログラム 加糖練乳：877.6CFA フラン/キログラム 無糖練乳：645.3CFA フラン/キログラム 重量比 1%以下の 脂肪分を含む牛乳： 575 CFA フラン/ キログラム 重量比 1%を超え 6%以下の脂肪分を 含む牛乳：577CFA フラン/キログラム オレンジジュース： 519CFA フラン/ キログラム パイナップルジュ ース：518CFA フラン /キログラム Brix 値 20 以下の りんごジュース： 500CFA フラン/ キログラム りんごジュース： 505CFA フラン/ キログラム</p>

税金・賦課金	適用対象	控除・免税	税率
			<p>グアバジュース： 508CFA フラン/ キログラム</p> <p>マンゴージュース： 546CFA フラン/ キログラム</p> <p>ミックスジュース (フルーツカクテル)： 503CFA フラン/ キログラム</p> <p>一方、砂糖に対して は、トリガー価格と CIF 価格の差額で 課税される。</p> <p>粉糖のトリガー 価格：325,056CFA フラン/トン</p> <p>塊糖のトリガー 価格：385,059CFA フラン/トン</p>
輸入割増金	<p>輸入割増金は 1998 年 4 月 17 日付法律 第 98-35 号により制 定され、CIF 価格に 適用される。</p> <p>割増金は関税のよう な役割を果たす。 従って、付加価値税 や特定の税金（タバ コの場合）の課税対 象額を決定する際に 留意する必要がある。</p>		<p>20%：タマネギ、 ジャガイモ、バナ ナ、タバコ</p> <p>10%：ミレット (雑穀)</p>

税金・賦課金	適用対象	控除・免税	税率
生地特定財源税	生成り		1%
牧畜基金税	特定の動物およびその製品	牛肉、羊肉、鶏肉の場合、100CFA フラン/キログラム 豚肉の場合、 50CFA フラン/ キログラム	
輸入付加価値税 TVA	輸入され、消費のために市場で販売される製品。 課税対象額は、通関価格に、税関が課す関税および税金を加えたもので、付加価値税自体は含まれない。 従って、通関価格に関税、統計賦課金、内国税、割増金がある場合はその額を加えたもの。	付加価値税の免税対象は以下のとおり。 魚、肉、内臓、植物、野菜、果物、穀物類など医薬品および医薬部外品 医療用資材、医療機器 肥料、種子、書籍、特定の化学物質等 付加価値税の免税対象となる製品の一覧は、一般租税法に記載されている。	定率：18%

税金・賦課金	適用対象	控除・免税	税率
<p>物品税（内国税）</p>	<p>内国税は、特定の製品が税関管内に輸入される際に適用される。</p> <p>内国税の課税標準は、付加価値税と特定税を除く、税関が課すすべての関税と税金を加えた関税額となっている。</p> <p>このため、内国税の課税標準は、関税、統計賦課金および割増金（例えばタバコの場合）を加算したものとなっている。</p>	<p>免税の各種事例は一般税法で定められている。</p>	<p>20%： 低価格帯タバコ</p> <p>45%： 高級タバコおよびその他のタバコ</p> <p>注記： 税額は、低価格帯タバコは1本あたり3FCFA、高級タバコ、およびその他のタバコは1本あたり8FCFAをそれぞれ下回らない。</p> <p>低価格帯のタバコ：関税と付加価値税およびタバコ税を除くその他の税金が1本あたり12.5FCFAか、それ以下であること。</p> <p>高級タバコ：関税と付加価値税およびタバコ税を除くその他の税金が1本あたり12.5FCFAフラン以上であること。</p> <p>2.75%：炭酸飲料水</p>

税金・賦課金	適用対象	控除・免税	税率
			<p>40%: アルコールとアルコール類</p> <p>12.5%: アルコールを含む香水</p> <p>この物品税に加え、上記のアルコール飲料には追加税が課される: アルコール度数が6度から18度のワインおよびビールには、純アルコール1リットルあたり800CFAフラン</p> <p>アルコール度数が18度以上の場合、純アルコール1リットルまたは1本当たり3,000CFAフラン</p> <p>30%: コーラ</p> <p>12%: バター、ミルククリームおよびその代用品またはブレンド。</p> <p>5%: その他の油脂</p> <p>3.8%: コーヒー、紅茶</p>
登録料	輸入自動車に適用される。		<p>2%: 新車</p> <p>5%: 中古車</p> <p>ただし、商品あるいは旅客輸送用車両には2,000CFAフランの固定税が課せられる。</p>

注記：

- ・ 上表に記載されている関税および諸税の課税基準は CIF 価格に基づいている。
- ・ これらの関税や税金に加えて、付加価値税が一律 18%（セネガル）かかる。ただし、免税品を除く。
- ・ 統計賦課金は、関税が免除される製品を含む第三国から輸入され、消費のために市場で販売される製品に課される。ただし、外交官用貨物や、海外パートナーの融資により調達される物品は、明確な免税条項がある場合、例外である。
- ・ 第三国から輸入された製品が消費のために販売される場合、CIF 価格の 0.5%にあたる西アフリカ諸国経済共同体賦課金も支払わなければならない。

b. 輸入停止制度

保税蔵置制度は、輸入品または輸出品を税関の管理下にある特定の場所に一定期間蔵置できる制度である。倉庫には、以下のように 3 種類ある。

i. 公共倉庫

経済財務省の命令により、次の優先順位に従って認められる：市町村、自治港、商工会議所のいずれか。

公共倉庫の利用許可申請には、複数の行政書類を提出しなければならない。蔵置期間は 12 カ月間である。

ii. 民間倉庫

公共倉庫とは異なり個人に対して開放されており、税関総局長の決定により許可される。蔵置期間は 12 カ月である。民間倉庫には、一般民間倉庫と特殊民間倉庫の 2 種類がある。

●汎用民間倉庫

貿易上の必要性から、税関が管理できる場所であればどこにでも設置される。倉庫の位置、構造、レイアウトは税関の承認を受けなければならない。

税関総局長の決定により、第三者に代わって貨物の蔵置を主たる業務または副業としている自然人または法人に付与される。

●専用倉庫

特定の輸入業者が、その産業または貿易の独占的な必要性のために付与されるもので、所有者であるかテナントであるかにかかわらず、使用する唯一の権利を有している。

●特殊倉庫

特に注意すべき貨物、または特別な設備を必要とする貨物を受け入れるために配置されている場合、その倉庫は特殊である。蔵置期間は 12 カ月間である。

iii. トランジット

この手続きの目的は、関税や税金、禁止事項、その他の経済・財政・関税措置を停止した上で、ある税関から別の税関へ移動する税関管理下の貨物を移送すること、または、ある税関から他の国へ移送することである。

トランジット手続きには二種類ある。

- ・国内または通常のトランジット
- ・国際条約に基づく国際的なトランジット

●国内または通常のトランジット

対象となる貨物は、国内へ直接輸入される外国貨物と、倉庫から搬出され他の事業所に発送されるものがある。

国内トランジットは、輸入時に、関税、税金および場合によっては罰金の支払いを保証する保税品輸入許可証付きの輸入として行われる。

トランジット貨物を識別し、発送時の誓約事項を確実に遵守させるための措置がとられており、貨物輸送中の検査や、仕向け地にある事務所および中央監視室による検査が行われる。

●国際トランジット

- ・国際鉄道トランジット制度（以下、「TIF」）

この輸送形態は、セネガルとマリの間で締結された条約で規定されており、国際的なモデル宣言である TIF が採用されており、鉄道による国際トランジットに関する申告の簡素化であり、貨物の特徴や輸送形態が記載されている。

- ・国家間道路交通（以下、「TRIE」）

TRIE とは、ある国の税関（出発地の税関事務所）からほかの国の税関（仕向地の税関事務所）まで、1 通の書類のみで関税および税金の徴収を停止し、貨物を破損することなく陸路で輸送することを認める制度である。関税および税金、ならびに発生した罰金は、保証金によって担保される。

iv. 特別一時輸入許可

特別一時輸入許可（以下、「ATS」）とは、自然人または法人が、輸入関税と税金の納付を停止した上で、税関総局長の許可を得て、特定の種類の機器を一定期間輸入できる税関

手続きのことである。

●一時輸入許可を申請できる人

セネガルに条約または協力協定に基づき一時的に滞在している自然人。

●一時輸入許可の申請対象

輸入の場合:

- ・付属書 II のリストに含まれる業務用機器で、当該機器が明白な公益的性質を有する事業の実施を目的とする限り、その技術的減価償却期間（耐用年数）が設定されているもの。
- ・産業用機器またはその他の用途に使用される機器であって、レンタルの対象となり、商業目的および/または工業目的用に使用されるもの。
- ・セネガル企業が輸入した新品または中古の建設機械のうち 公共事業を行っていない企業で、単価(CIF)が 5,000 万 CFA フランまたはそれ以上であるもの。

注記:

一時輸入許可制度で認められた機材の操作に不可欠な機器を当該機材と同時に輸入する際、関税法の適用に基づきその他の分類により個別に申告する必要がある場合でも、特別一次輸入許可（以下、「ATS」）の適用対象になる。

公共事業を行う企業が輸入する公共事業用機材で、新品時の CIF 価格が 500 万 CFA フラン未満のものは、本制度の対象外である。(例外的一時輸入許可(ATE)適用対象にすることが可能)。また、部品、交換部品、予備工具も特別一時輸入許可(ATS)の対象外である。

●必要書類

一時輸入許可申請手続き

- ・輸入不許可の処分もあるが、次の事項を記載した上で、申請者が署名し、税関総局長宛に一時輸入許可申請書を提出する。申請者の氏名と住所、物品の輸入理由を証明する文書（契約書、合意書、その他物品を輸入するための関係書類）。
- ・減価償却期間を判断することができる書類（技術資料、登録証など）および CIF 価格（仕入先の請求書、運賃請求書、保険など）。
- ・レンタル機材の場合、申請書には、署名済みの正式なレンタル契約書および原産国から一時輸出するための通関書類を添付しなければならない。この契約書には、機材の実勢価格に加えて、レンタル価格と総レンタル期間が記載されていなければならない。

v. 再輸出加工のための一時輸入許可

再輸出加工のための一時輸入許可は、関税および税金を支払うことなく、製品として再輸出するために、輸入品を国の税関領域で使用することを許可する税関制度である。

この制度を利用するためには、申請者は以下の条件を満たす必要がある。

- ・ 輸入された半製品および原材料の加工・製造に必要な施設・設備があること。
- ・ 少なくとも 2 年間は事業を継続していること。
- ・ 生産量の 90% 以上を再輸出すること。

同制度の認可申請は、関税総局の管轄下で財務大臣に宛てて行われる。貨物の蔵置期間は 12 カ月である。

ただし、1 番目の条件を満たす申請者は、例外的に単発の事業に限り、この制度を利用することができる。この場合、海外の顧客からの確定発注書と商業契約書を作成し、すべての製品を再輸出しなければならない。この場合、認可は税関総長が行う。

c. 輸出制度

i. 事前輸出

この制度は、関税や税金の還付の権利を認める代わりに、受益者が自国での消費と同じ種類の製品を関税や税金をかけずに輸入することを認めるもので、事前に最終的に再輸出された商品の製造に使用されるものである。

経済財務省の命令により付与され、運用手順および受益者の義務が規定されている。

ii. 再輸入加工のための一時輸出許可

再輸入加工のための一時輸出許可制度では、一定の条件のもとで、一定期間内に、税関管内で生産された製品または国産化された製品を国外で加工、処理、修理または初期状態から変更するために一時的に輸出し、再輸入することを可能にする制度である。

この制度は、すでに輸出された原産品や国産品の再輸入を関税や税金を課さずに可能にするものである。特に、見本市、展示会、貿易イベント、修理、加工、追加労働を依頼するために海外に送られた商品について、このような制度が適用される。

d. 関税率

関税評価額は、関税率および商品の原産地とともに、輸入税を算出するための三つの重要な要素の一つである。関税評価と呼ばれるこの決定により、輸入商品の実質的な経済

価値を確定することができる。

関税評価額は、西アフリカ経済通貨同盟内の正確で統一されたルールに基づいており、関税基準だけでなく、付加価値税やその他のほとんどの関税、輸入時にかかる税金も算出することができる。

e. 貨物の輸入手続き

セネガルへの貨物の輸入は、FOB 価格が 100 万 CFA フラン未満でない限り、輸入検査プログラム(PVI)の対象であるかどうかにかかわらず、事前輸入申告 (DPI) を行わなければならない。各検査の終了時には、この検査結果を証明するフランス語で書かれた報告書が発行される。この報告書の原本は、輸入者に送付され、税関申告書の受理に必要な書類の一部になる。

検査報告は、検査証明書 (AV) または証明拒否通知書 (ARA) のいずれかの形式があり、証明拒否通知書の場合、税関申告書は受理されない。

信用状 (L/C) による決済が行われた輸入品について、海外で発行されたインボイスは、輸出国の COTECNA 事務所で認証される。

2001 年 10 月 15 日 (月) 以降にセネガルに輸入される予定の貨物は、必ず船積み前検査を受けなければならない。

i. 必要書類

提出書類は、以下のとおりである。

- ・ 事業活動の詳細または所在地を記載した経済財政大臣への申請書
- ・ 企業・団体識別番号 (NINEA)
- ・ 定款の認証済みコピー
- ・ 認可申請後 2 年間の営業収支予測、経費勘定、輸入予定の原材料・半製品の詳細
- ・ 輸出目的達成のための投資計画を行う場合は、フィージビリティ調査資料を 10 部

ii. 免除事項

上記の規定の例外として、以下のものは検査が免除される。

- ・ 輸出加工会社(EEE)、フリーゾーン企業およびフリーポイントからの輸入
- ・ 付属書 1 に記載されている商品

- ・付属書 2 に記載された例外的な税制上の取り決めにより免税される物品、および関税免除の適用を受ける物品

f. 商事裁判所

近年、セネガルは、ビジネスと商業司法分野の法的枠組みを改善するため、大規模な改革に取り組んでいる。

この枠組みの中で、セネガル国は、新しい司法地図の中に商業裁判所を創設するために、司法組織を定める 2014 年 11 月 03 日付の法律第 2014-26 号を改正する 2017 年 6 月 28 日付の法律第 2017-23 号を成立させたのである。このように、商事裁判所および商事控訴院の創設、組織及び機能に関する 2017 年 6 月 28 日付法律第 2017-24 号により、商事裁判所が設置された。

商務裁判所は、取引業者間の紛争や集団訴訟の解決を担っている。訴訟額が 1,000 万 CFA フランを超えるすべての訴訟について第一審の管轄権を有し、訴訟額が 1,000 万 CFA フランを超えないすべての訴訟について第一審と最終審の管轄権を有している。

商事裁判所は、裁判官と呼ばれる職業裁判官と、領事裁判官と呼ばれる非職業裁判官で構成されている。商業裁判所の管轄は以下のとおりである。

- ・統一商事法の規定に基づく取引業者間の約束および取引に関する紛争
- ・商事会社または経済的利益団体に属する共同経営者間の紛争
- ・一般商取引法に関する統一商事法の範囲内における商行為に関連するすべての当事者間の紛争。ただし、混合訴状の場合は、非商業当事者は一般裁判所に提訴することができる。
- ・債務決済のための集団訴訟
- ・一般的には、商人が業務上行った商行為に関する紛争、および民事目的を含むすべての商行為に関する紛争
- ・商事裁判所が下した判決に対する異議申し立てや反対意見

なお、共同司法仲裁裁判所（CCJA）は、OHADA 法の適用範囲に含まれる事項に関するあらゆる紛争の破棄申立てを審理して判決する。その設立条約によれば、現在九つの分野（一般商法、債権回収および執行、証券、企業会計、協同組合など）を網羅している。

g. セネガルが署名した条約

条約	締約国
相互投資促進および保護に関する協定 (APPI)	ドイツ、米国、フランス、英国、 モーリシャス、イタリア、オランダ、 カタール、韓国、スウェーデン、スイス
二重課税防止条約 (ANDI)	ベルギー、カナダ、フランス、アラブ 首長国連邦、イタリア、レバノン、 モーリタニア、モロッコ、ノルウェー、 カタール、ルクセンブルグ、英国、 マレーシア、エジプト、クウェート、ト ルコ、チュニジア